

佐賀県地域福祉支援計画Ver.4

平成27年12月
佐 賀 県

目次

I 計画の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 計画の推進体制	3
II 計画の重点事項等	4
III 基本理念	6
IV 基本目標	8
V 佐賀県の現状	12
VI 基本目標達成のための取組方針・具体的取組	21
1 すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが	21
(1) 高齢・障害・難病などがあっても、活動できる、出番のあるま ちづくり	23
(2) 高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、 社会参加・復帰の促進	32
(3) ボランティア活動、CSO活動の促進	39
(4) 市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる地域 福祉活動の活性化と実践	43
2 すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが	45
(1) 対象者別サービス、相談窓口の充実	48
(2) 対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象から もれている方に対する支援	56

目次

(3) 成年後見、福祉サービスの利用援助	61
(4) 家族と本人のレスパイト支援	63
(5) 相談窓口ワンストップ化	64
(6) 相談・支援機関の集積を生かした活用促進	68
(7) 市町と県、社協の役割分担と連携	71
(8) 誰も置き去りにしない地域防災体制の確立	72
(9) 生活困窮者に寄り添った自立支援	75
3住民とともに支える地域のネットワーク さが	78
(1) 住民、団体等との情報提供と情報交換	80
(2) 専門的な医療・介護・福祉の連携	82
(3) 各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化	88
(4) 地域におけるネットワークづくり	91
(5) 家族の理解を深める機会の充実	95
4現場が輝きあふれるふくし人材 さが	98
(1) 福祉人材の確保、育成、資質向上	100
(2) 福祉人材の働きやすい環境づくり	112
(3) 高齢者、障害者等の福祉活動参加	114
(4) 成年後見人の確保、市民後見人の普及	116

I 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

○平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正されたことにより、同法第4条に『地域福祉の推進』が明記されました。併せて地域福祉計画(都道府県地域福祉支援計画・市町村地域福祉計画)の策定が求められました。

○そのため、本県では、平成16年3月に、平成16年度から平成20年度までの5年間を計画期間とする佐賀県地域福祉支援計画を策定しました。

○その後、平成19年度に、内容の一部見直しとあわせて、計画期間を県の総合計画と整合させるため平成22年度までの7年間に延長しました。

○さらに、各福祉分野の関連計画を包含するものとなるよう計画を見直し、平成24年10月に、平成24年から平成26年までの3年計画を策定しました。

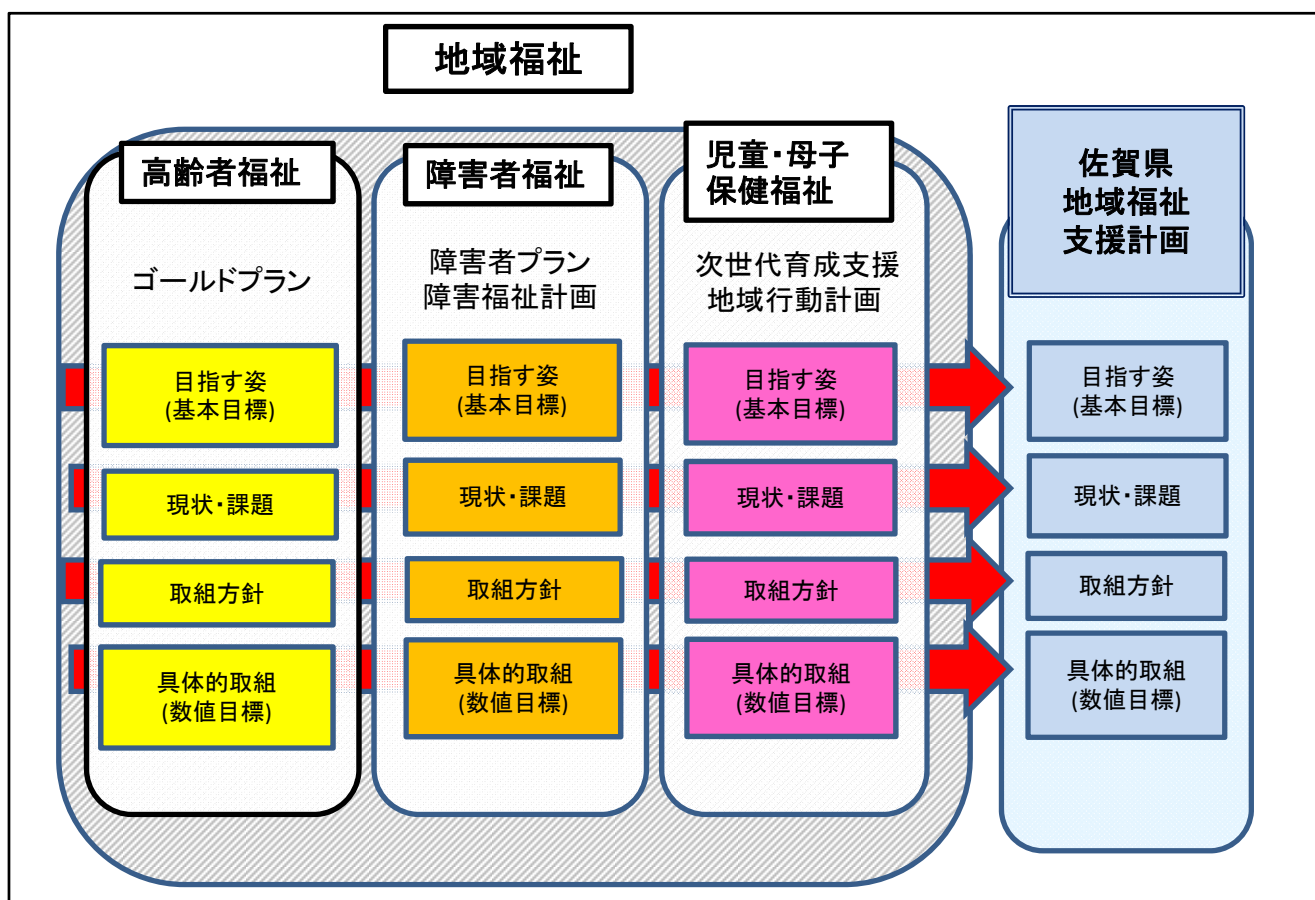
○今回、地域福祉をめぐる情勢変化や本県の現状と課題を踏まえて計画を見直すこととし、新たな地域福祉支援計画を策定することとしたものです。

I 計画の趣旨等

2 計画の性格

○本計画は、社会福祉法第108条に定めのある都道府県地域福祉支援計画です。

○また、佐賀県総合計画2015、さがゴールドプラン、佐賀県障害者プラン、佐賀県次世代育成支援地域行動計画などの関連計画との連携を図りながら推進されるものです。



I 計画の趣旨等

3 計画の期間

○本計画の期間は、平成27年度(2015年)から平成30年度(2018年)までの4年間とします。(佐賀県総合計画2015の期間に合わせるもの)

4 計画の推進体制

○本計画の推進に当たっては、地域福祉活動における民間と行政の役割分担について留意しながら取り組みます。

○さらに、福祉・保健・医療分野はもとより、教育、就労、交通、まちづくりなど生活関連分野を担当する関係本部とも連携しながら取り組みます。

○なお、本計画がより実効性のあるものとなるよう、毎年、佐賀県地域福祉支援計画推進委員会を開催します。そこで、各取組の進捗状況を報告するなど、PDCAサイクル(PLAN計画、DO実行、CHECK評価、ACT改善)に基づき計画の進行管理を行います。

Ⅱ 計画の重点事項等

○本計画には、県の地域福祉支援計画として必須とされる以下の項目を盛り込んでいます。

・市町の地域福祉の支援方針

→具体的には、後述するⅢ基本理念・Ⅳ基本目標を佐賀県の地域福祉推進の目指す姿及び到達目標として示すこととあわせて、Ⅵ取組方針・具体的取組の中で、市町に対する具体的な支援内容を示します。

・社会福祉の担い手確保と資質向上

→具体的には、後述するⅣ基本目標「現場が輝きあふれるふくし人材 さが」及びⅥ取組方針・具体的取組において具体的な内容を示します。

・福祉サービスの適切な利用、社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備

→具体的には、後述するⅣ基本目標「すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが」及びⅥ取組方針・具体的取組において具体的な内容を示します。

Ⅱ 計画の重点事項等

○あわせて、本計画の策定に当たっては、特に以下の項目に重点を置いて検討を行い、反映させました。

・ユニバーサルデザイン※社会について

すべての人に「居場所と出番」のあるユニバーサルデザイン社会を実現するためには、初めからすべての人を対象にした「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいた施策を展開する必要があります。そのため、ユニバーサルデザインを基本的な考え方として、計画上の取組にも反映させました。

・地域防災について

東日本大震災の教訓を踏まえた避難行動要支援者対策などについて、地域での見守り・発見・支援機能強化なども踏まえ、本計画に反映させました。

・様々な主体の役割分担と連携のあり方について

福祉分野相互、福祉と他の分野などにおける、様々な主体の役割分担と連携のあり方について、本計画にできるだけ具体的に記載することとしました。

※ ユニバーサルデザイン・・・年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いに関わらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

Ⅲ 基本理念

○佐賀県地域福祉支援計画Ver.4の基本理念を次のとおりとします。

**すべての人に「居場所と出番」のある
ユニバーサルデザイン社会を目指して
～人を大切に 住民とともに支える地域福祉～**

(趣旨説明)

○今日、家庭や地域の相互扶助の機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しています。

○生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれ、また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大しています。このような人々は声をあげられず社会で孤立してしまう傾向にあり、その結果、自殺、虐待、ひきこもり、孤立死などが深刻な社会問題となっています。

○一方、様々なボランティア活動が活発化し、CSO(市民社会組織)※や企業などによる福祉、環境及びまちづくりなど様々な公共サービス分野での活動が盛んになっています。

○また、人々が互いに人格と個性を尊重しあい、対等な関係を築く「共生」の考え方が広がり、女性や高齢者、障害者の社会参画が進みつつあります。そのような中、すべての人が等しく社会参画できるよう、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方に基づく生活環境の整備が求められています。

※CSO・・・Civil Society Organization(市民社会組織)の略で、本県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会・婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

Ⅲ 基本理念

○このような中、地域住民相互の支え合いにより、高齢者や障害者のほか、多種多様な生活課題を抱える住民が可能な限り自立※した生活を送ることができるよう、支援することが大切です。このように、住み慣れた地域において、すべての人に安心できる居場所と自分らしくその能力を発揮できる出番のある地域社会づくりが必要です。

○様々な地域福祉活動の主体(住民、行政、社会福祉事業者等)が協働して、一人一人の想いを大切にし、住民とともに支える地域福祉の実現を目指します。

※「自立」の概念について

『「自立」とは、「他の援助を受けずに自分の力で身を立てること」の意味であるが、福祉分野では、人権意識の高まりやノーマライゼーションの思想の普及を背景として、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」「障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること」の意味としても用いられている。』(～H16.4.20 第9回社会保障審議会福祉部会資料より～)

本計画においては、福祉用具や住宅改修等を行いできるだけ自立し、自分の意思で自立できない動作等を介助者から必要な支援を受ける「自律」の意味を含め、「自立」の言葉を用いています。

IV 基本目標

○目指す姿に到達するため、次の4つの基本目標を掲げて取り組みます。

1 すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが

高齢者、障害者、難病患者、ひとり親家庭の親など、従来、福祉施策の受け手の立場に立つことが多かった当事者、また、これまで福祉にかかわりの薄かった地域住民なども将来の当事者意識をもって、すべての人が自ら地域福祉やまちづくりの担い手として活躍できるように取り組みます。

2 すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

生活上の支援を必要としている人に対する福祉サービスや相談支援について、利用者の立場に立ち、その方の想いや生き方に寄り添いながら共に課題解決を図り、安心できる居場所を届けられるよう、サービス内容や相談機能の充実、提供体制の整備などに取り組みます。

3 住民とともに支える地域のネットワーク さが

福祉部門相互、福祉と医療・介護、福祉とまちづくり分野など様々な主体間や、地域住民への情報提供、相互理解、連携、ネットワークづくりを推進します。

4 現場が輝きあふれるふくし人材 さが

福祉分野の専門的な人材から、地域福祉を支える団体やボランティアなどの身近な人材まで、地域に必要とされる人材を育成し、福祉に携わる人たちが輝く明るい職場づくりを目指して、人材の確保に取り組みます。

《 佐賀県地域福祉支援計画の骨子 》

基本理念

すべての人に「居場所と出番」のある
ユニバーサルデザイン社会を目指して
～人を大切に 住民とともに支える地域福祉～

基本目標

1
すべての人に
出番のある、住民
主体の地域社会
さが

2
すべての人に居
場所と安心を届
けるサービ
スさが

3
住民とともに支
える地域のネット
ワーク
さが

4
現場が輝きあふ
れるふくし人材
さが

取組方針

- (1)高齢・障害・難病などがあっても、活動できる、出番のあるまちづくり
- (2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進
- (3)ボランティア活動、CSO活動の促進
- (4)市町、社会福祉協議会、民生委員などによる地域福祉活動の活性化と実践

- (1)対象者別サービス、相談窓口の充実
- (2)対象者を広げたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援
- (3)成年後見、福祉サービスの利用援助
- (4)家族と本人のレスパイト支援
- (5)相談窓口ワンストップ化
- (6)相談・支援機関の集積を生かした活用促進
- (7)市町と県、社協の役割分担と連携
- (8)誰も置き去りにしない地域防災体制の確立
- (9)生活困窮者に寄り添った自立支援

- (1)住民、団体等との情報提供と情報交換
- (2)専門的な医療・介護・福祉の連携
- (3)各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化
- (4)地域におけるネットワークづくり
- (5)家族の理解を深める機会の充実

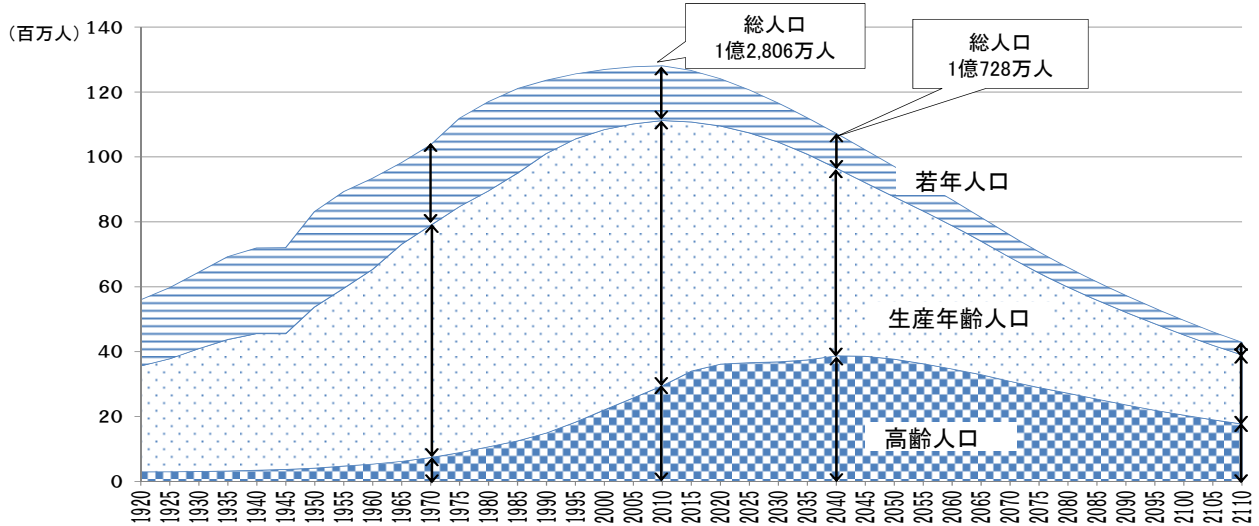
- (1)福祉人材の確保、育成、資質向上
- (2)福祉人材の働きやすい環境づくり
- (3)高齢者、障害者等の福祉活動参加
- (4)成年後見人の確保、市民後見人の普及

V 佐賀県の現状

○人口減少、少子・高齢化の進行

図1) 全国の将来推計人口

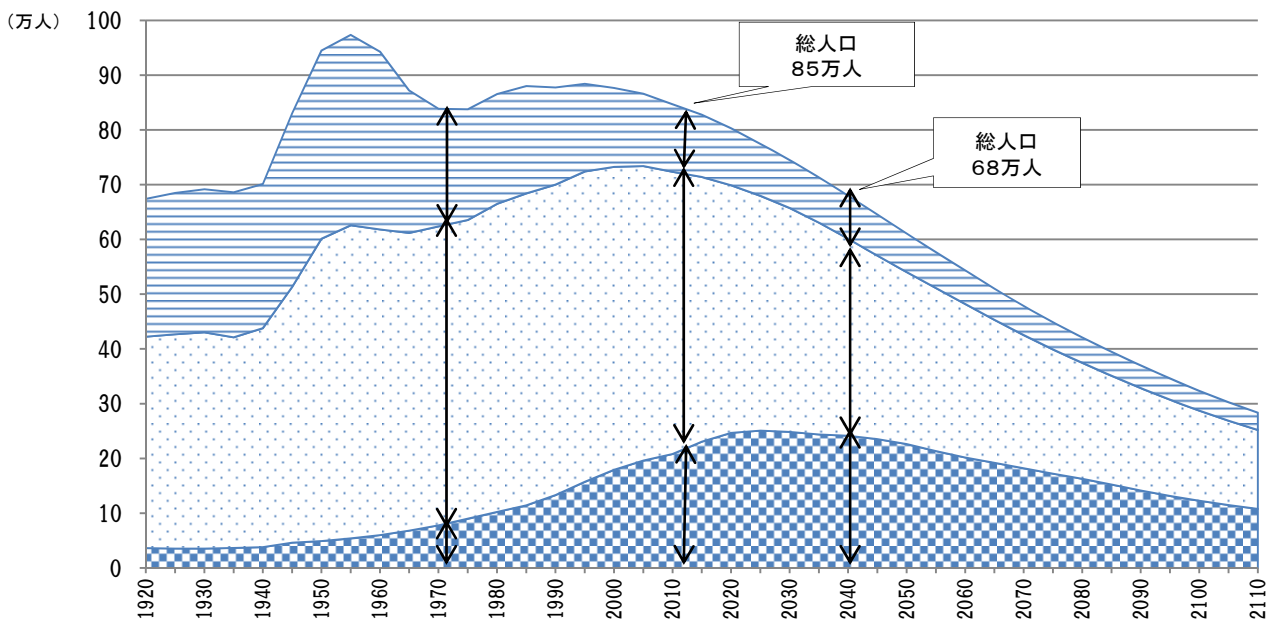
○日本の総人口は、2010年の1億2806万人から、2040年には1億728万人と、30年間で約2100万人(約16.2%)減少することが予想されています。



(出典)「国勢調査(1920(大正9年)~2010(平成22年))」(総務省)
「日本の地域別将来推計人口(2013年(平成25年)3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所H25.3.27公表)

図2) 佐賀県の将来推計人口

○佐賀県の人口は、2010年の85万人から、2040年には68万人まで減少することが予想されており、減少率は20%と全国を上回っています。

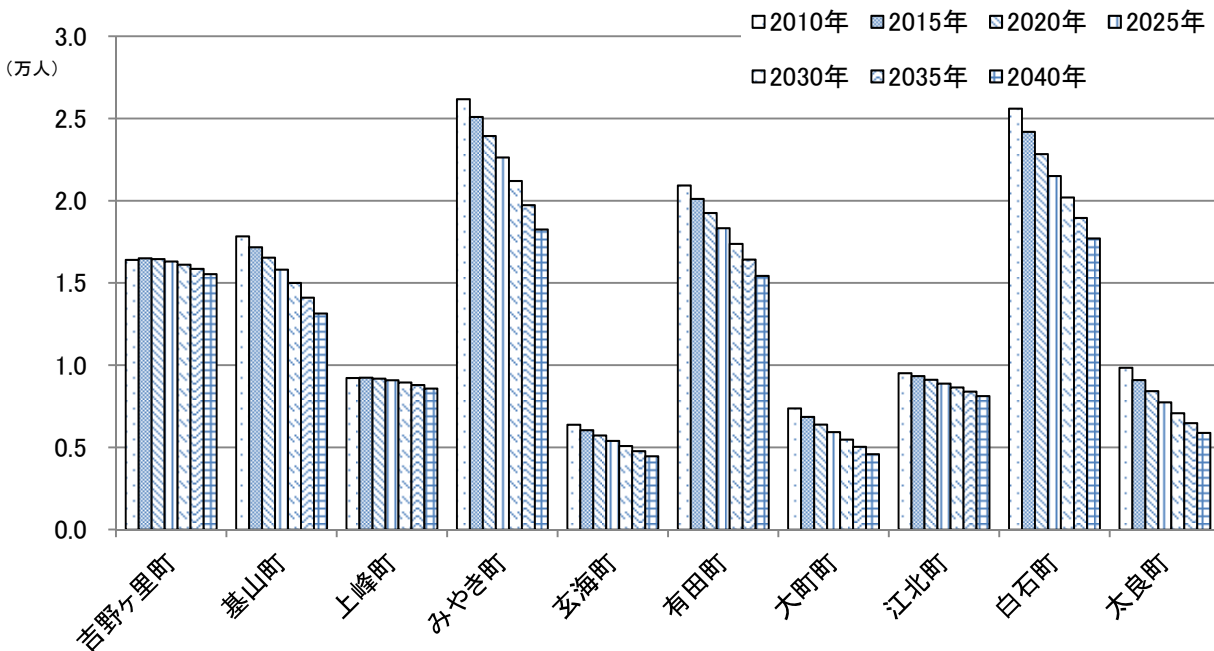
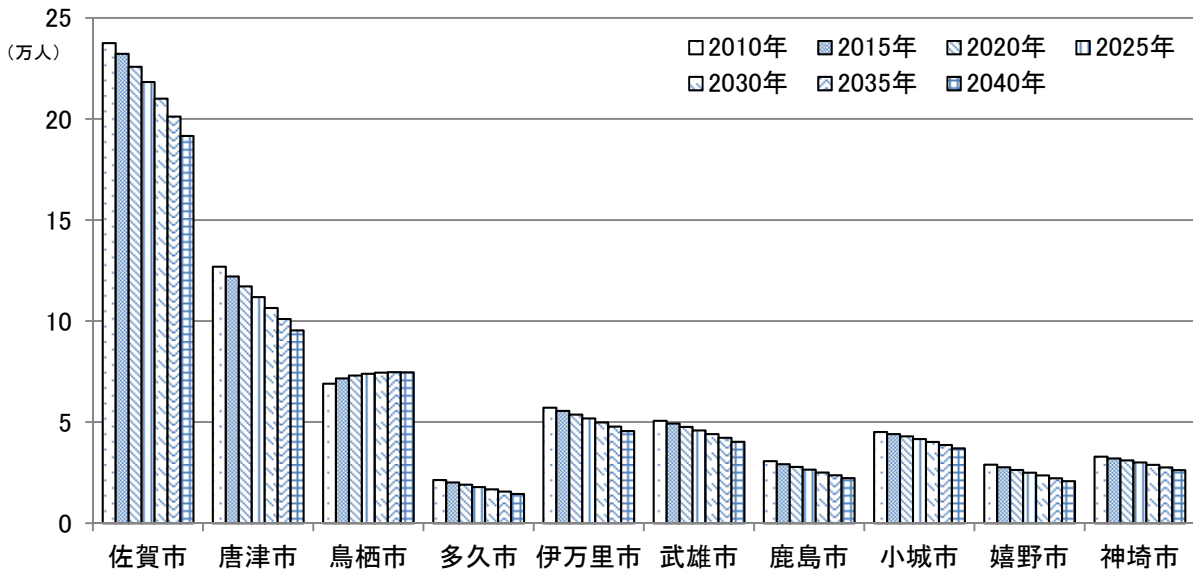


(出典)「国勢調査(1920(大正9年)~2010(平成22年))」(総務省)
「日本の地域別将来推計人口(2013年(平成25年)3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所H25.3.27公表)
(注)2041年以降は、国立社会保障・人口問題研究所公表資料を基に佐賀県独自試算。

V 佐賀県の現状

図3) 県内20市町の将来推計人口

○本県においては、2040年までに9市10町で人口が減少し、特に多久市で32.3%、太良町で40.2%の大幅な減少が予想されています。一方で鳥栖市では、2040年までに8.1%の人口増加が見込まれています。

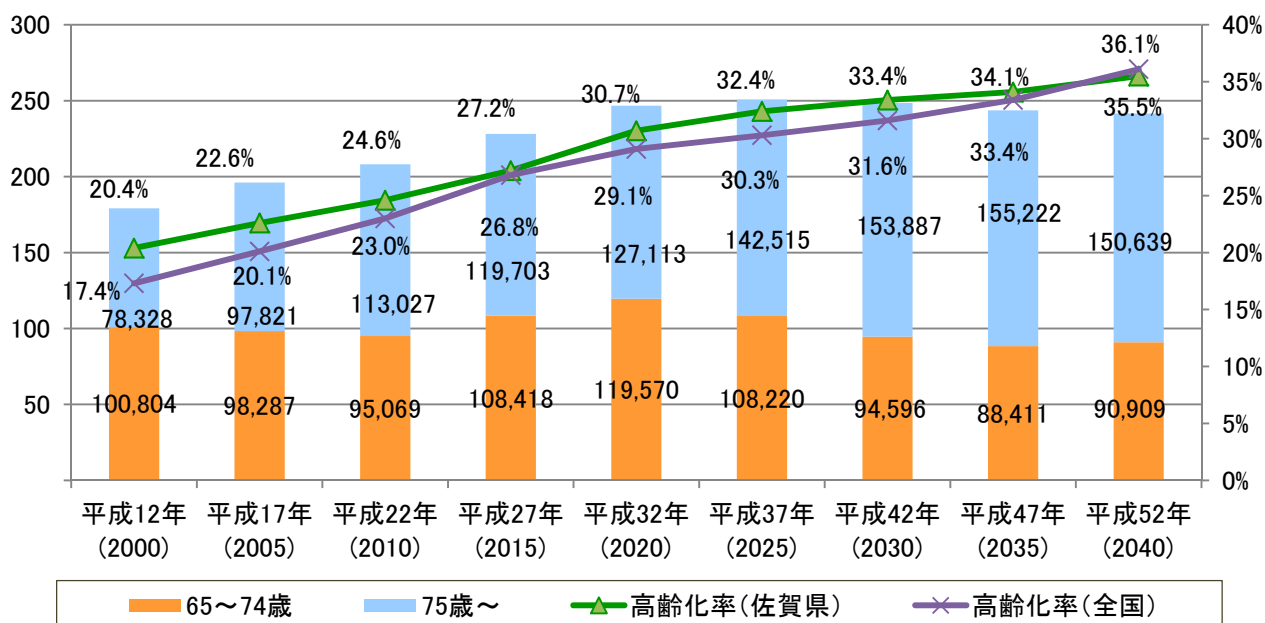


(出典)「国勢調査2010(平成22年)」(総務省)
 「日本の地域別将来推計人口(2013年(平成25年)3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所H25.3.27公表)

V 佐賀県の現状

図4) 佐賀県の高齢者人口と高齢化率の推移

○佐賀県の高齢化率は、全国を上回るペースで上昇しており、2010年(24.6%)から2040年(35.5%)までの間に、10.9%上昇することが予想されています。

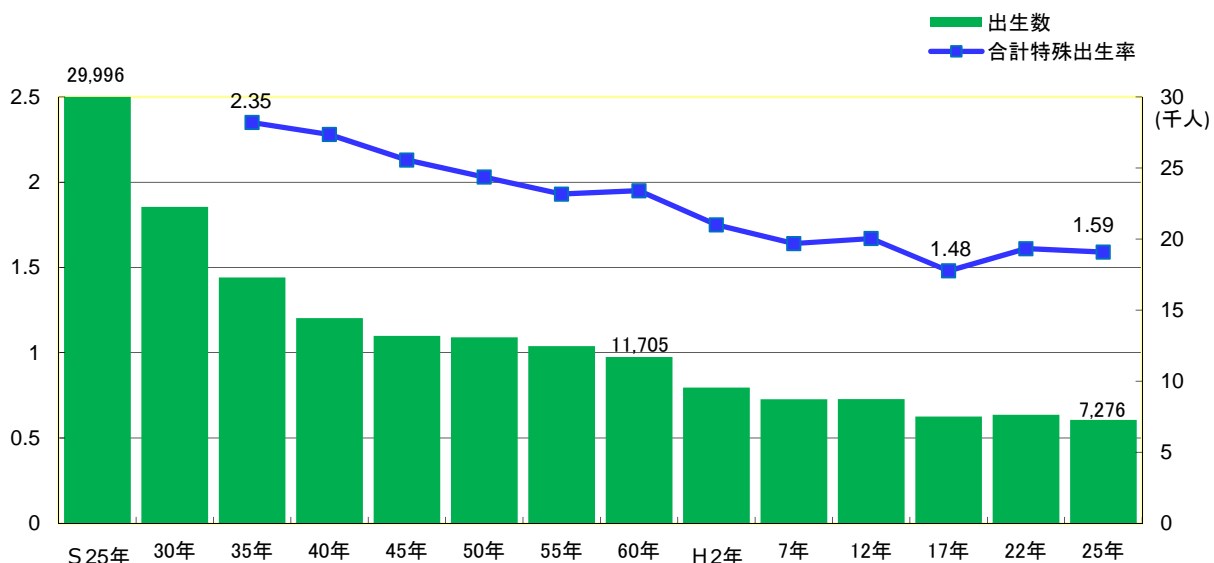


(出典)：平成12年～22年「佐賀県推計人口(各年度10月1日現在)」、平成27年は各市町(保険者)による推計値、平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」「日本の将来推計人口」

(注)長期的な推移を見るために用いた平成32年、37年の上記推計値は、市町(保険者)による推計値と異なる。

図5) 佐賀県の出生数と合計特殊出生率の推移

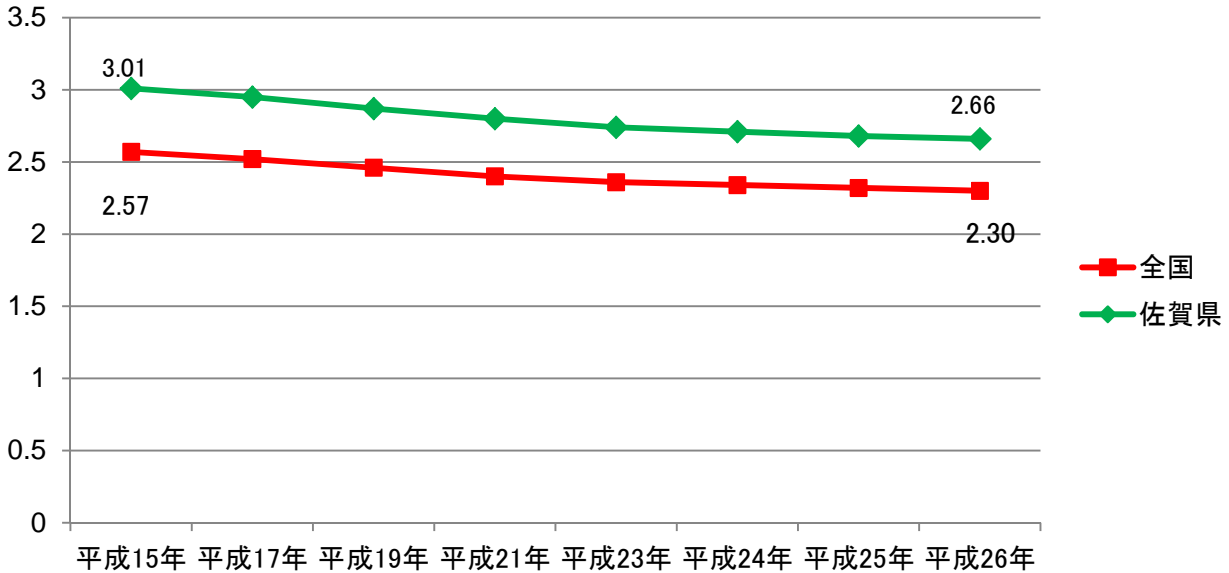
○本県の出生数は年々減少傾向にあり、平成25年度には7,276人と過去最小となりました。また、合計特殊出生率は1.59と全国平均(1.41)を上回っていますが、依然として低い水準にあります。



(出典)：厚生労働省「人口動態統計」

図6) 佐賀県の一世代あたり平均構成人員

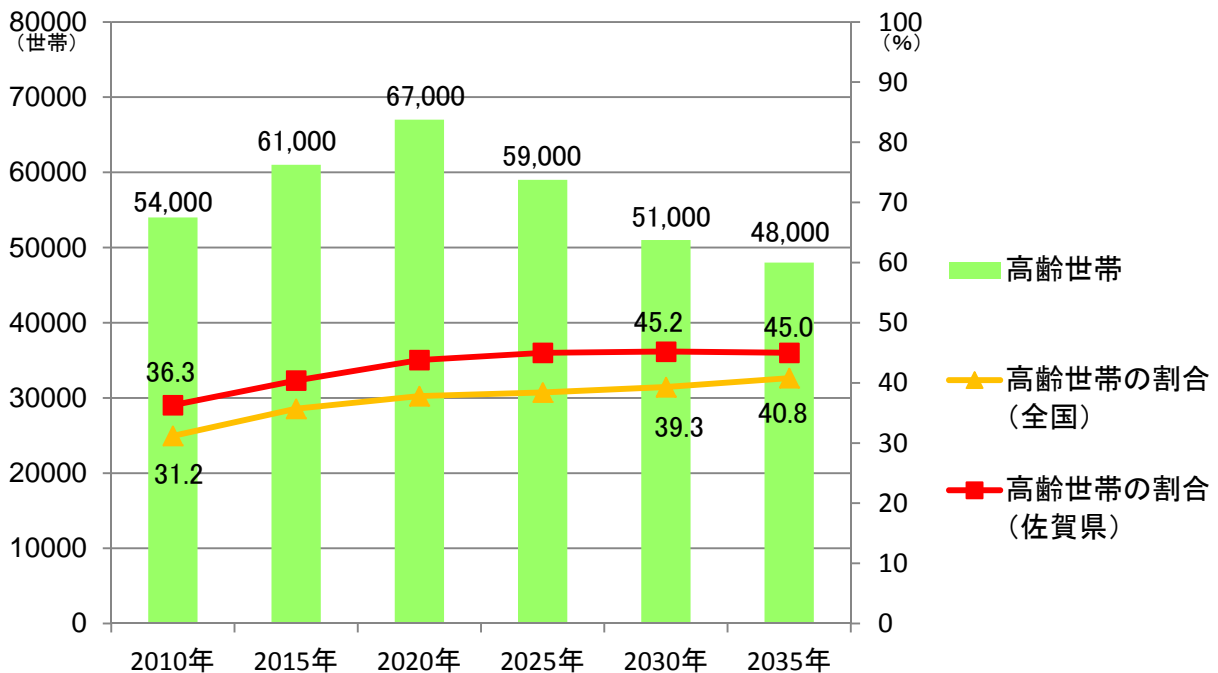
○本県の一世代あたり平均構成人員は、全国平均を上回って推移しています。しかし、平成17年には、本県の一世代当たりの平均構成人員が3人を下回り、平成26年には2.66人と年々減少を続けています。



(出典)総務省統計(平成26年は1月1日現在、平成25年以前は3月31日現在)

図7) 佐賀県の高齢世帯と一般世帯総数に占める高齢世帯総数

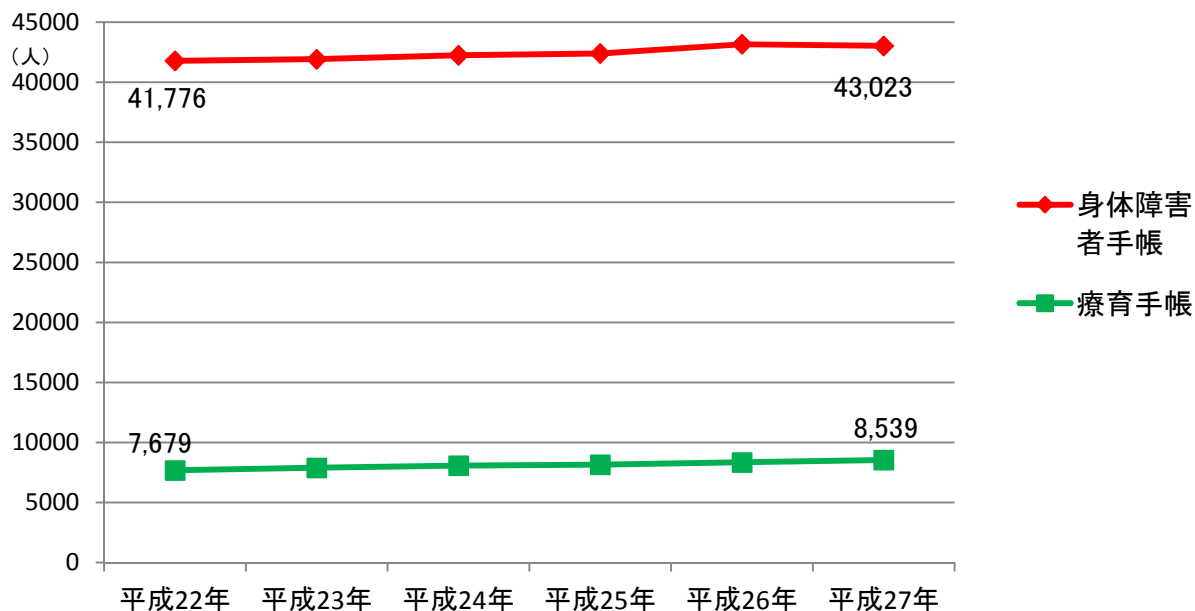
○本県の高齢世帯数は2020年まで増加し続け、その後は減少すると見込まれています。また、一般世帯数に占める高齢世帯の割合は、本県では2030年に45.2%、全国では2035年に40.8%と最も高くなると予想されています。



(出典)国立社会保障・人口問題研究所「高齢世帯総数の推移」
「一般世帯総数に占める高齢世帯総数の割合の推移」

図8) 県内の障害者手帳保持者数

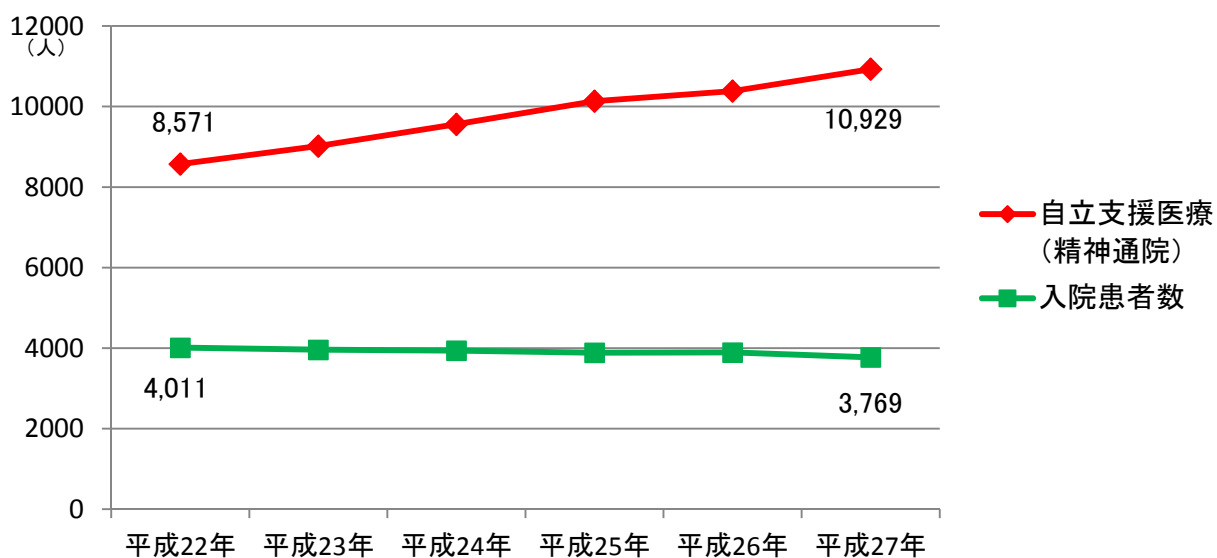
○県内の障害者手帳保持者数は、年々増加しており、平成27年3月末には身体障害者手帳保持者が43,023人、療育手帳保持者が8,539人となっています。



(出典): 県障害福祉課調べ(数値は各年3月末時点)

図9) 県内の精神障害者数の推移

○県内における、精神障害者の入院患者数は減少傾向にあります。自立支援医療(精神通院)受給者数は、平成27年3月に10,929人となり、平成22年3月時点と比べてその増加率は27.5%となっています。



(出典): 県障害福祉課調べ(数値は各年3月末時点)

図 10) 県内の特定疾患医療【特定医療費(指定難病)】受給者証交付人員の推移

○平成27年1月1日からの「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」の施行に伴い、難病の医療費助成の対象疾病はそれまでの56疾病から段階的に拡大され、平成27年7月1日以降306疾病になりました。

※平成22～25年度末までは特定疾患医療受給者証交付人員、平成26年度末は特定医療費(指定難病)受給者証交付人員となっています。

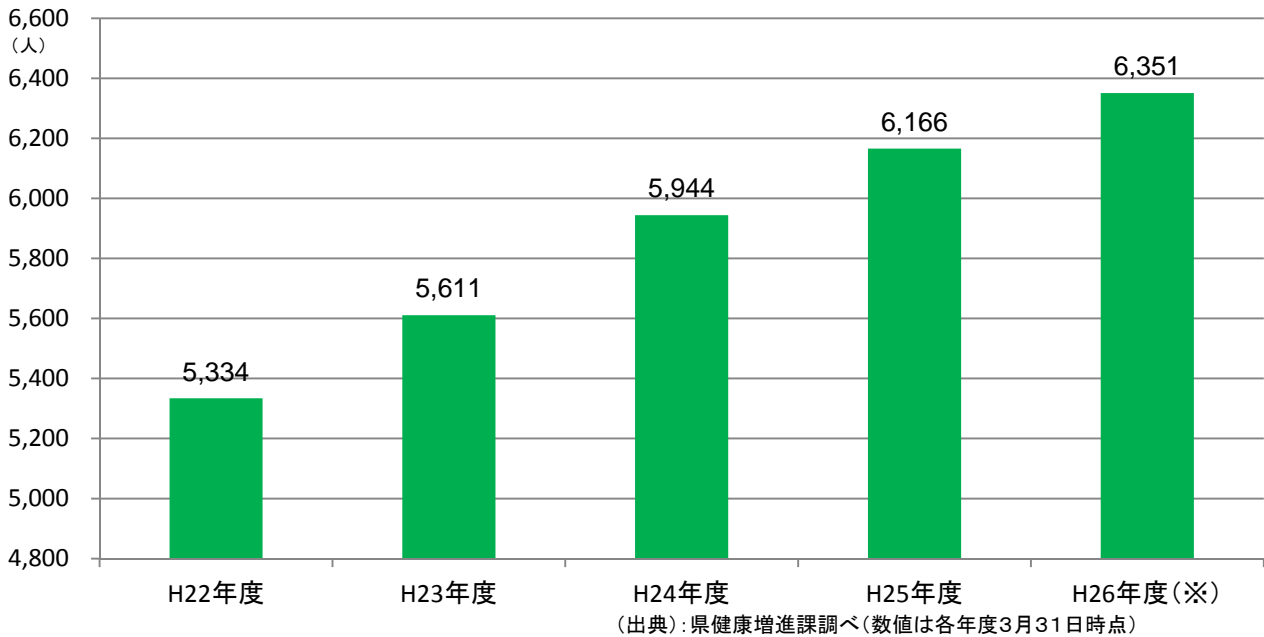


図 11) 県内の生活保護世帯数

○県内の被保護世帯数は、増加傾向にあり、平成27年3月時点では6,344世帯と平成23年3月時点と比較すると、10.8%増加しています。また、年々高齢者世帯の割合が増加しており、平成27年3月時点では被保護世帯全体の約50%を占めています。

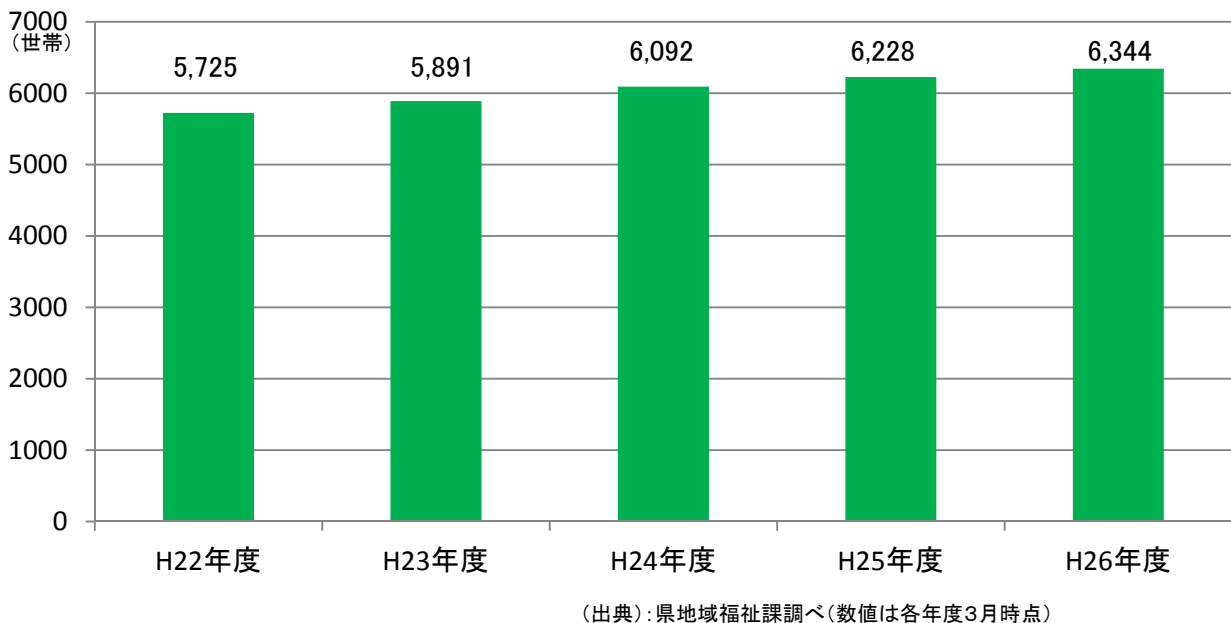


図12) 県内の民生委員・児童委員数

○県内各市町の民生委員・児童委員については、平成27年4月1日時点で、12市町が充足率100%に達しています。一方で、佐賀市8人、鳥栖市1人、伊万里市2人、武雄市1人、小城市2人、嬉野市3人、みやき町1人の欠員が生じています。

市町名	定数	平成25年12月1日(※)		平成26年4月1日		平成27年4月1日	
		委員数	充足率(%)	委員数	充足率(%)	委員数	充足率(%)
佐賀市	536	518	96.6%	521	97.2%	528	98.5%
唐津市	335	335	100.0%	335	100.0%	335	100.0%
鳥栖市	141	137	97.2%	140	99.3%	140	99.3%
多久市	77	77	100.0%	77	100.0%	77	100.0%
伊万里市	162	159	98.1%	160	98.8%	160	98.8%
武雄市	142	141	99.3%	141	99.3%	141	99.3%
鹿島市	96	96	100.0%	96	100.0%	96	100.0%
小城市	91	90	98.9%	90	98.9%	89	97.8%
嬉野市	74	71	95.9%	71	95.9%	71	95.9%
神埼市	76	76	100.0%	76	100.0%	76	100.0%
吉野ヶ里町	35	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%
基山町	35	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%
上峰町	21	21	100.0%	21	100.0%	21	100.0%
みやき町	66	63	95.5%	64	97.0%	65	98.5%
玄海町	19	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%
有田町	59	59	100.0%	59	100.0%	59	100.0%
大町町	30	29	96.7%	29	96.7%	30	100.0%
江北町	26	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%
白石町	71	71	100.0%	71	100.0%	71	100.0%
太良町	29	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
県全体	2,121	2,087	98.4%	2,095	98.8%	2,103	99.2%
全国	236,271	229,488	97.1%				

(※主任児童委員を含む。)

(出典): 県地域福祉課調べ (平成25年度は一斉改選が行われたため、数字は改選後の12月1日時点。また、平成27年5月12日に佐賀県民生委員定数条例施行規則が改正され、現定数は2,123人。)

図13)高齢者に対する虐待

○高齢者の虐待については、養護者による虐待(家庭内等における虐待)が多いことがうかがえます。

虐待の種類を見ると、身体的虐待が最も多く、平成23年度は73件、平成24年度は48件、平成25年度は58件となっています。

	虐待者	相談通報件数	虐待判断件数	虐待の種類				
				身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	介護等放棄	性的虐待
平成23年度	養介護施設従事者等	6件	0件	0	0	0	0	0
	養護者	190件	130件(134人)	73	46	54	36	2
平成24年度	養介護施設従事者等	9件	1件(1人)	0	0	0	1	0
	養護者	152件	93件(96人)	48	35	37	33	0
平成25年度	養介護施設従事者等	10件	5件(10人)	3	2	0	5	0
	養護者	158件	94件(97人)	55	45	35	26	0

(※虐待の種類は重複計上しているため、合計と虐待判断件数が合わない場合がある。)

用語)養介護施設従事者:老人福祉法や介護保険法に規定されている特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の施設や訪問介護事業・通所介護事業等の居宅サービス事業の業務に従事する者

養護者:65歳以上の高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

(出典):県長寿社会課調べ

図14)児童に対する虐待

○児童に対する虐待の相談件数は、近年増加傾向にあります。

虐待の種類に関しては、児童相談所では、各年度とも相談対応件数の約4割以上が身体的虐待を占めています。

[佐賀県児童相談所における児童虐待相談対応件数]

	相談対応件数	虐待の種類			
		身体的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待
平成23年	127件	51	24	46	6
平成24年	148件	75	21	46	6
平成25年	181件	73	46	51	11

(出典):県母子保健福祉課調べ

図 15) 障害者に対する虐待

○障害者の虐待については、養護者による虐待事例が最も多く発生しています。

	虐待者	届出・通報件数	虐待判断件数	虐待の種類				
				身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放棄、放置	性的虐待
平成24年度	養護者	32件	5件	3	3	1	1	0
	施設	13件	1件	1	1	0	0	1
	使用者	8件	0件	0	0	0	0	0
平成25年度	養護者	48件	13件	11	4	5	2	1
	施設	21件	4件	1	2	0	1	1
	使用者	2件	1件	0	0	1	0	0
平成26年度	養護者	32件	4件	4	3	1	0	0
	施設	15件	5件	3	1	0	0	2
	使用者	0件	0件	0	0	0	0	0

(※障害者虐待防止法が平成24年10月から施行されたため、平成24年度は10月から3月までの数値。平成25年度以降は4月から3月までの数値。

また、虐待の種類は重複計上しているため、合計と虐待判断件数が合わない場合がある。)

用語) 養護者・・・障害者を現に養護する者であつて、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの(家族、親族、同居人等)

障害者福祉施設従事者等・・・障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

使用者・・・障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事業について事業主のために行為をする者

(出典): 県障害福祉課調べ

VI 基本目標達成のための取組方針・具体的取組

基本目標 その1

すべての人に出番のある、 住民主体の地域社会 さが

高齢者、障害者、難病患者、ひとり親家庭の親など、従来、福祉施策の受け手の立場に立つことが多かった当事者、また、これまで福祉にかかわりの薄かった地域住民なども将来の当事者意識をもって、すべての人が自ら地域福祉やまちづくりの担い手として活躍できるように取り組めます。

《 基本目標(その1)にかかる取組の全体像 》

基本目標	取組方針	取組項目
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">1 すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが</p>	<p>(1) 高齢・障害・難病などがあっても、活動できる、出番のあるまちづくり(ハードづくり、ソフトづくり、こころづくり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①総合的なユニバーサルデザインの推進 ②移動空間のユニバーサルデザインの推進 ③身近な移動手段の確保に向けた取組の推進 ④ユニバーサルデザイン教育の推進 ⑤人権教育・啓発の推進 ⑥障害者への理解の普及・啓発 ⑦誰もが地域の中で安心して暮らせる拠点づくり ⑧高齢者の地域社会での活動促進 ⑨障害者スポーツの推進 ⑩文化芸術に親しむ障害者の増加
	<p>(2) 高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の社会参加の推進 ②難病患者の就労支援 ③難病患者受入れ事業所の開拓 ④福祉施設から一般就労への移行促進 ⑤特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進及び進路支援体制の整備 ⑥法定雇用率達成企業の割合の引き上げ等 ⑦ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるための支援 ⑧生活保護を受給されている方への就労支援 ⑨罪を犯した人の社会復帰の促進
	<p>(3) ボランティア活動、CSO活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①プラスワン運動の推進 ②CSOの活動基盤強化支援 ③県民協働の推進 ④ボランティア活動の支援 ⑤県外CSO(NPO、NGO)誘致
	<p>(4) 市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動の活性化と実践</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①市町における地域福祉計画の見直し ②市町社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定 ③地域における福祉ネットワークの構築 ④民生委員・児童委員活動の活性化

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢・障害・難病などが
あっても、活動できる、出番のあるまちづくり

《取組方針》1-(1)

高齢・障害・難病があっても、活動できる、出番のあるまちづくり(ハードづくり、ソフトづくり、こころづくり)

○すべての人に出番のある地域社会にしていくためには、「まち」そのものを、誰にとっても生活しやすい、活動しやすい場所にしていく必要があります。そこで交通手段や公共的施設などのハード面のみならず、日常生活で用いるサービスや情報などのソフト面、様々な活躍の場の充実を図ります。さらには、そこに暮らす一人ひとりの心に、ユニバーサルデザインの考え方や人権意識を浸透させていくことが必要です。

<取組項目1-(1)-①> (担当課:ユニバーサル社会推進グループ)

◆総合的なユニバーサルデザインの推進

【取組の方向性】

「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針2015」に掲げる目指す姿の実現に向けて、建物・道路・公園・交通などのハード的なもの、サービス・ICT・文化・スポーツ・観光・防災・教育・情報発信などのソフト的なもの、県民一人ひとりが思いやりの心を持つといった意識の部分も含め、県民の暮らしに関わるあらゆる分野でユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

【具体的取組】

- ・「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針2015」に掲げる67の取組の方向性に基づく取組の推進(UD教育、人材育成、普及啓発、文化・スポーツ、観光、社会参加、国際化、情報提供、UD製品、防災、建築物、道路・交通機関、まちなかのUD化の面からの取組)
- ・地域や職場等でユニバーサルデザインを学ぶことができる機会の充実
- ・各種メディアを活用したユニバーサルデザインの考え方の普及
- ・ユニバーサルデザイン推奨品制度の充実

市町支援(技術)

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢・障害・難病などが
あっても、活動できる、出番のあるまちづくり

【数値目標】

- ・県民のユニバーサルデザイン理解率
平成26年度末46.6%を平成30年度65%に
- ・福祉のまちづくり条例の適合率
平成26年度末27.4%を平成30年度35%に
- ・ユニバーサルデザインの研修会・出前講座の開催回数
平成26年度末9回を平成30年度14回に
- ・県民カレッジへの参加者数
(ユニバーサルデザインの研修会の受講者数)(累計)
平成26年度末95人を平成30年度575人に
- ・各種メディアによるUD取組紹介回数
平成26年度末15回を平成30年度35回に
- ・ユニバーサルデザイン推奨品応募件数
平成26年度末4件を平成30年度8件に

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢・障害・難病などが
あっても、活動できる、出番のあるまちづくり

<取組項目1-(1)-②> (担当課:ユニバーサル社会推進グループ、地域福祉課、道路課)

◆移動空間のユニバーサルデザインの推進

【取組の方向性】

誰もが気軽に安心して外出できるよう、移動空間のユニバーサルデザイン化を推進します。例えば、車で移動する高齢者や障害者、難病患者等の歩行困難な方のためにパーキングパーミット※₁協力施設を増やしていくとともに、プラスワンスペース※₂の確保に努めていきます。また、今後、国による制度化や外国との相互利用を目指し、取り組んでいきます。

【具体的取組】

- ・パーキングパーミットの推進
 - ・みんなのトイレ※₃協力施設の拡大
 - ・ユニバーサルデザインマップの充実
 - ・公共的施設のユニバーサルデザイン化に関する相談窓口の整備
 - ・市町のまちづくりに対するユニバーサルデザインの視点に基づく助言等の支援
- 市町支援(技術)
- ・歩道等のユニバーサルデザイン化

【数値目標】

- ・プラスワンスペース設置施設数
平成26年度457施設を平成30年度475施設に
- ・整備する洋式トイレ箇所数 平成26年度754箇所を平成27年度900箇所に
- ・みんなのトイレ設置施設数
平成26年度末1,071施設を平成30年度1,110施設に
- ・UDマップアクセス件数 平成26年度末12,091件を平成30年度16,800件に
- ・無料相談を受けて、改修や備品整備・人的対応などのUD対応がなされた公共的施設の件数 平成27年度から30年度まで毎年度20件

※₁パーキングパーミット…身障者用駐車場を必要とする人に県内に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用しやすくする。

※₂プラスワンスペース…車イスユーザー以外の歩行困難者のために、協力施設出入口近くに確保したパーキングパーミット専用の一般駐車場。

※₃みんなのトイレ…設備や広さなど、誰もが利用しやすいように配慮されたトイレを、誰もが安心して使えるように開放する制度のこと。

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢・障害・難病などが
あっても、活動できる、出番のあるまちづくり

<取組項目1-(1)-③> (担当課:新幹線・地域交通課(身近な移動手段確保推進室))

◆身近な移動手段の確保に向けた取組の推進

【取組の方向性】

多様なニーズに対応し、高齢者や障害者など誰もが移動しやすい地域となるよう、市町等による新たな移動手段の確保の取組を支援していきます。

【具体的取組】

・地域における新たな移動手段の確保の取組への支援

市町支援(技術)

【数値目標】

・デマンド交通※など新たな移動手段の導入に取り組む地区数
平成26年度末4地区を平成30年度8地区に

※ デマンド交通…電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態システム

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢・障害・難病などが
あっても、活動できる、出番のあるまちづくり

<取組項目1-(1)-④> (担当課:ユニバーサル社会推進グループ、学校教育課)

◆ユニバーサルデザイン教育の推進

【取組の方向性】

子どものときからユニバーサルデザインについて考える機会を設けるため、学校におけるユニバーサルデザイン教育を推進します。また、次代を担う子どもたちに、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めることの大切さ等について、考える機会を作ります。

【具体的取組】

- ・総合的な学習時間などにおける交流教育や高齢者疑似体験、職場体験・就業体験等の実施
- ・こどもUD作品コンクールの実施
- ・出前講座の実施

【数値目標】

- ・こどもUD作品コンクールの応募作品数
平成26年度末603点を平成30年度840点に
- ・学校への出前講座の件数
平成26年度末6件を平成30年度10件に

<取組項目1-(1)-⑤> (担当課:人権・同和対策課)

◆人権教育・啓発の推進

【取組の方向性】

県民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現を目指します。

【具体的取組】

- ・「佐賀県人権教育・啓発基本方針」に沿った各分野における人権啓発の推進

【数値目標】

- ・人権侵犯件数の受理・処理件数
平成26年度末131件を平成30年度まで毎年度下回る

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢・障害・難病などが
あっても、活動できる、出番のあるまちづくり

<取組項目1-(1)-⑥> (担当課:文化課、障害福祉課)

◆障害者への理解の普及・啓発

【取組の方向性】

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で笑顔で暮らせる共生社会を目指し、障害及び障害者に対する県民の理解の促進を図ります。また、県で障害者の理解啓発のために取り組んでいる「障害者月間」の認知度を向上させ、障害への理解促進につなげます。

また、障害者差別解消法の施行に合わせ、職員対応要領の策定や障害者差別解消支援地域協議会の設置等を行い、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。

【具体的取組】

- ・「障害者月間」のキックオフ宣言の県内各地での開催
- ・スマイルフェスタ(精神保健福祉大会)
- ・中・高校への障害者理解のための課外授業
- ・心の輪を広げる作文・ポスター事業
- ・バリアフリーさが映画祭
- ・障害者作品展
- ・障害者関係団体のイベント等の情報配信
- ・職員対応要領の策定
- ・障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営

【数値目標】

- ・「障害者月間」の認知度
平成26年度末38.6%を平成30年度80.0%に
- ・障害(者)に関する理解啓発・交流事業に取り組む市町・団体数
平成26年度末63箇所を平成30年度91箇所に

《基本目標》1すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢・障害・難病などがあっても、活動できる、出番のあるまちづくり

<取組項目1-(1)-⑦> (担当課:地域福祉課)

◆誰もが地域の中で安心して暮らせる拠点づくり

【取組の方向性】

認知症や独り暮らしの高齢者等をはじめ誰もが住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう、地域住民やCSO、ボランティア等が参加・協働し、様々な生活支援サービスを提供していく地域の拠点が求められています。

また、高齢者や障害者などが自分らしく地域で暮らし続けるためには、地域や家庭の中で何らかの役割を持ちながら生活することが大切であり、いつまでも誰かの役に立ちたいという思いを実現することが重要です。

このような視点から「地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)※」について、これまで以上に地域の拠点として定着するよう、今後は高齢者や障害者、子どもなど誰もが利用できる「ぬくもいホーム」を増やしていきます。

地域の特性を活かしながら、利用者ができる範囲で役割を分担し、お互いに支え合うことにより、その地域に住むすべての人に「出番」のある拠点づくりを推進します。

【具体的取組】

- ・「ぬくもいホーム」機能充実に向けた新規開設相談の強化及び転換等補助の充実
- ・研修や個別指導による安全の確保のための支援
- ・地域共生ステーションの質の向上の支援
- ・地域共生ステーションでの施設見学・介護体験の実施

市町支援(技術) (財政)

【数値目標】

- ・「ぬくもいホーム」の設置割合
平成26年度末39.4%を平成30年度55%に

※地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)・・・民家を活用するなど家庭的な雰囲気の中で、高齢者、障害者又は子どもを預かるなど、地域のニーズに応じた法令に基づかない福祉サービスを提供する施設。(当該サービスに併せて法令に基づく福祉サービスを提供する施設を含む。)

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢・障害・難病などが
あっても、活動できる、出番のあるまちづくり

<取組項目1-(1)-⑧> (担当課:長寿社会課)

◆高齢者の地域社会での活動促進

【取組の方向性】

市町(介護保険者)、老人クラブ、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団等と連携して、元気な高齢者が、地域社会を支える担い手として、地域とのつながりを持ち、いきいきと活動できるような環境整備や仕組みづくりを推進します。

【具体的取組】

- ・老人クラブが行う地域活動への支援
- ・高齢者が行うボランティア活動への支援
- ・ゆめさが大学(旧佐賀県高齢者大学)の運営及び人材育成への支援

市町支援(技術) (財政)

【数値目標】

- ・元気高齢者社会参加活動推進制度によるボランティア登録者数
平成26年度末646人を平成30年度1,100人に

<取組項目1-(1)-⑨> (担当課:スポーツ課)

◆障害者スポーツの推進

【取組の方向性】

年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

【具体的取組】

- ・障害者がスポーツに親しむ機会の充実

【数値目標】

- ・障害者スポーツ教室の参加者数(延べ)
平成26年度末360人を平成30年度1,000人に

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(1)高齢・障害・難病などが
あっても、活動できる、出番のあるまちづくり

<取組項目1-(1)-⑩> (担当課:文化課)

◆文化芸術に親しむ障害者の増加

【取組の方向性】

障害のある人もない人も、また、あらゆる世代の誰もが、日々の暮らしの中で、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、楽しみ、また自らも取り組んでいる社会を目指します。

また、障害のある人も参加しやすい文化芸術イベントやワークショップの開催などを通して、文化芸術に親しむ障害者が増えるように取り組みます。

【具体的取組】

- ・バリアフリーさが映画祭
- ・障害者作品展
- ・バラエティ・アート・フェスタさが
- ・アール・ブリュット展

【数値目標】

- ・障害者作品展への出展作品数

平成26年度末416点を平成30年度450点に

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者
者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参
加・復帰の促進

《取組方針》1-(2)

高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

○高齢者、障害者、難病患者、ひとり親家庭の親、生活保護受給者、矯正施設出所者など、就労や社会参加・復帰に様々な課題を抱えている方の自立生活や自己実現につながるよう就労や社会参加、社会復帰に向けて支援していくことが必要です。

<取組項目1-(2)-①> (担当課:長寿社会課)

◆高齢者の社会参加の推進

【取組の方向性】

市町(介護保険者)、老人クラブ、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団等と連携して、元気な高齢者が、地域社会を支える担い手として社会参加・社会復帰できるような環境整備や仕組みづくりを推進します。

【具体的取組】

- ・老人クラブが行う地域活動への支援
- ・高齢者が行うボランティア活動への支援
- ・ゆめさが大学(旧佐賀県高齢者大学)の運営及び人材育成への支援

市町支援(技術) (財政)

【数値目標】

- ・元気高齢者社会参加活動推進制度によるボランティア登録者数
平成26年度末646人を平成30年度1,100人に

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者
者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参
加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-②> (担当課:健康増進課)

◆難病患者の就労支援

【取組の方向性】

佐賀県難病相談支援センターに就労支援員を2名配置することで、難病患者の就労を促進し、地域で自立した生活が送れるよう、支援します。

【具体的取組】

- ・就労支援員の配置
 - 就労相談
 - 既就労者への継続就労へのフォロー
 - 企業開拓及び普及啓発
 - レッツ・チャレンジ雇用事業

<取組項目1-(2)-③> (担当課:健康増進課)

◆難病患者受入れ事業所の開拓

【取組の方向性】

難病患者が就職する際に、事業者が偏見を持たず、また就労する際に必要な配慮を受けられるよう、難病に対する理解や難病患者の就労支援に積極的に取り組もうとする難病患者就職支援事業所を増やします。

【具体的取組】

- ・難病患者就労支援事業所登録
- ・企業開拓及び普及啓発

【数値目標】

- ・難病患者就労支援事業所の登録数
平成26年度末67事業所を平成30年度90事業所に

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-④> (担当課:障害福祉課(就労支援室))

◆福祉施設から一般就労への移行促進

【取組の方向性】

障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう支援します。

【具体的取組】

- ・障害者就労支援コーディネーターのハローワークや障害者就業・生活支援センターなどとの連携による就労支援
- ・障害者就業・生活支援センター、労働、福祉、教育等の関係機関との連携による、就業面と生活面での一体的な職場定着支援
- ・障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう就労移行支援事業所における支援

【数値目標】

- ・福祉施設から一般就労への移行者数
平成25年度末75人を平成29年度131人に
- ・就労移行支援事業の利用者数
平成25年度末163人を平成29年度261人に

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-⑤> (担当課:教育政策課(特別支援教育室))

◆特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進及び進路支援体制の整備

【取組の方向性】

特別支援学校における生徒の職業自立を推進するために、企業等との協働推進体制を強化することにより、企業等のニーズに応じた指導の在り方を検討するとともに、学校全体で就労支援に取り組む進路支援体制を整備します。また、各学校で策定したキャリア教育全体計画に基づいて、小・中・高等部の一貫性やキャリア教育の系統性を踏まえた授業実践の充実を図ります。

【具体的取組】

- ・企業等との連携の充実
- ・高等部職業コースの設置の推進
- ・進路支援体制に係る校内体制の整備
- ・キャリア教育に係る取組の充実

【数値目標】

- ・特別支援学校の就職希望者の就職率
平成30年度まで88%を維持
- ・特別支援学校の就職希望率
平成26年度末34%を平成30年度まで維持

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-⑥> (担当課:障害福祉課(就労支援室))

◆法定雇用率達成企業の割合の引き上げ等

【取組の方向性】

法定雇用率未達成事業所に対し、ハローワークとの同行訪問による障害者雇用の働きかけを通じ、法定雇用率達成に向けた取組を推進します。

【具体的取組】

- ・障害者就労支援コーディネーターによる未達成企業への効果的な働きかけ
- ・ハローワークや障害者就業・生活支援センターなど就労支援機関との連携強化
- ・レッツ・チャレンジ雇用事業による社会的弱者(障害者、難病患者、DV被害者、刑務所出所者など)に対する知識・技能の習得とあわせた就業の機会の提供 等

【数値目標】

- ・法定雇用率達成企業割合

平成26年度66.4%を平成30年度68.8%に

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-⑦> (担当課:母子保健福祉課)

◆ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるための支援

【取組の方向性】

ひとり親家庭において、自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるためには、子育てしている現状に合った仕事(職場)を探すサポートや、今より所得が多くなるための各種資格の取得に向けた支援などに取り組みます。

【具体的取組】

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・母子自立支援プログラム策定事業
- ・母子家庭自立支援給付金事業
- ・母子寡婦福祉資金貸付事業 他

【数値目標】

- ・児童扶養手当受給資格者のうち全部支給者の割合
平成26年度末49%を平成30年度45%に

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(2)高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭の親などの就労、社会参加・復帰の促進

<取組項目1-(2)-⑧> (担当課:地域福祉課)

◆生活保護を受給されている方への就労支援

【取組の方向性】

生活保護を受給されている方のうち働ける方に対しては、ハローワーク等との連携や就労支援員による支援を強化します。

【具体的取組】

- ・ハローワーク等関係機関・団体と福祉事務所との連携強化。就労支援員など専門職の配置の促進

市町支援(技術)

【数値目標】

- ・生活保護就労支援プログラムの利用者のうち、就労できた者の割合
平成27年度から平成30年度まで25%を維持

<取組項目1-(2)-⑨> (担当課:こども未来課、地域福祉課、障害福祉課)

◆罪を犯した人の社会復帰の促進

【取組の方向性】

更生保護協会や保護司の活動を支援します。

また、地域生活定着支援センターにおいて、障害者等が出所後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行います。さらに、レッツ・チャレンジ雇用事業により、知識・技能の習得を併せて就業機会を提供します。

【具体的取組】

- ・社会を明るくする運動
- ・更生保護協会の活動費補助
- ・佐賀県地域生活定着支援センターによる支援
- ・レッツ・チャレンジ雇用事業

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(3)ボランティア活動、CSO活
動の促進

《取組方針》1-(3) ボランティア活動、CSO活動の促進

○地域福祉推進のためには、地域住民や事業者、ボランティア団体等が地域の実情に応じて限られた資源を有効に活用しながら、相互に協力していくことが不可欠です。このため、地域住民によるボランティア活動やさまざまなCSO(市民社会組織)活動を促進していくことが必要です。

<取組項目1-(3)-①> (担当課:男女参画・県民協働課)

◆プラスワン運動の推進

【取組の方向性】

自分も何か行動してみたいという思いを高めた人が、実際に一歩踏み出せる場を提供し、応援します。

家庭や職業上の役割のほかに社会的な役割を1つは持つ人を増やし、地域の課題解決を図ることで暮らしの満足度を高めます。

【具体的取組】

- ・市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」等によるボランティア情報の提供
- ・プラスワンメールマガジンの配信
- ・公益財団法人佐賀未来創造基金(Plus Social Action Center)や県内各地の中間支援組織との協働によるプラスワン活動の推進

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(3)ボランティア活動、CSO活
動の促進

<取組項目1-(3)-②> (担当課:男女参画・県民協働課)

◆CSOの活動基盤強化支援

【取組の方向性】

県内のCSO(市民社会組織)が、公益性の高いサービスを自立的に提供できる環境を整備できるよう資金調達力の強化に関する支援を行います。

【具体的取組】

- ・CSOの資金調達力の強化支援
- ・「CSO支援自販機」の設置
- ・市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」等による助成金情報の提供
- ・佐賀県ふるさと寄附金(「NPO等を指定したふるさと納税」)の活用

<取組項目1-(3)-③> (担当課:男女参画・県民協働課)

◆県民協働の推進

【取組の方向性】

県内のCSO(市民社会組織)がより質の高い公共サービスを提供できるようCSOと行政や企業との協働を推進します。

【具体的取組】

- ・CSO提案型協働創出事業によるCSOと行政との協働の推進
- ・「企業の協働提案マニュアル」の活用によるCSOと企業との協働の推進

【数値目標】

- ・県(行政)とCSOとの協働事業数
平成26年度247件を平成30年度280件に

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(3)ボランティア活動、CSO活
動の促進

<取組項目1-(3)-④> (担当課:男女参画・県民協働課、地域福祉課)

◆ボランティア活動の支援

【取組の方向性】

これまでも地域福祉は県民によって支えられてきましたが、より一層の地域福祉の充実を図るためには、今後も、地域住民や民間団体の協力、また行政や事業者との連携が必要となります。県社会福祉協議会や各市町社会福祉協議会、ボランティアセンターが行うボランティア活動の推進を図るための各種事業に協力し、学生から元気高齢者、地域住民まで、特に福祉ボランティアへの活動意欲がある人、少しでも興味がある人へのボランティア参加を促します。そうして、県民とともに支える地域福祉の体制強化を図ります。

【具体的取組】

- ・地域福祉振興基金を活用して県社協が行うボランティア活動に関する研修
- ・地域福祉振興基金によるCSO及び民間団体が実施する福祉関係事業への助成
- ・ボランティア団体への協力
- ・学生ボランティア団体との連携
- ・地域共生ステーションでの施設見学・介護体験の実施(再掲)
- ・明るい職場づくり事業により、地域の元気高齢者や子育てを終えた女性などの活躍を促進し、福祉事業所を地域で支える体制を構築する。

《基本目標》1すべての人に出番のある、
住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(3)ボランティア活動、CSO活
動の促進

<取組項目1-(3)-⑤> (担当課:男女参画・県民協働課)

◆県外CSO(NPO、NGO)誘致

【取組の方向性】

県外で活躍するCSOを誘致することにより、県内CSOが誘致CSOと交流し、誘致CSOからノウハウの提供を受けること等を通して地域の課題解決力の向上に繋がります。

【具体的取組】

- ・佐賀に移転又は事務所を開設し、新たに人を雇用した誘致CSOに対して補助

【数値目標】

- ・県外CSO(NPO, NGO)誘致件数
平成30年度までに4件

《基本目標》1すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(4)市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動の活性化と実践

《取組方針》1-(4)

市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動の活性化と実践

○市町は地域福祉計画の策定と実践を通じて、また、市町社会福祉協議会は市町の計画と連携・協働して、地域住民や事業者等とともに地域の福祉課題の解決に主体的に取り組む必要があります。また、地域住民に身近に接し、地域住民と行政との橋渡し役である民生委員・児童委員活動の活性化が必要です。

<取組項目1-(4)-①> (担当課:地域福祉課)

◆市町における地域福祉計画の見直し

【取組の方向性】

市町は、地域における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加促進に関する事項を一体的に定める市町地域福祉計画の策定、見直しを適切な時期に行い、計画の実践を通じて、市町の地域福祉の推進に努め、県は地域福祉支援計画の策定等を通じて支援します。

【具体的取組】

- ・佐賀県地域福祉支援計画の策定
- ・市町に対する地域福祉計画見直しの支援

市町支援(技術)

<取組項目1-(4)-②> (担当課:地域福祉課)

◆市町社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定

【取組の方向性】

市町社会福祉協議会は、市町の策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画の策定、見直しを適切な時期に行い、計画の実践を通じ地域福祉の推進に努めていきます。

【具体的取組】

- ・未策定市町社協における地域福祉活動計画の策定促進

《基本目標》1すべての人に出番のある、住民主体の地域社会 さが

《取組方針》(4)市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動の活性化と実践

<取組項目1-(4)-③> (担当課:地域福祉課)

◆地域における福祉ネットワークの構築

【取組の方向性】

市町社会福祉協議会、地域住民やCSO(市民社会組織)、市町や民生委員・児童委員、社会福祉事業者、地域包括支援センター等の連携のもと、地域に即した創意と工夫により地域の福祉課題を解決し、共に支え合う地域社会づくりの実現に向けた取組が促進されることが必要です。

(公財)地域福祉振興基金では、行政枠で対応できない福祉的な課題等に対し、地域の特性に応じて県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会が行う地域福祉活動の充実強化を図る事業に対し支援を行います。

【具体的取組】

・地域福祉振興基金の活用などにより、社会福祉協議会が取り組む見守り、ボランティア活動、子育て支援など地域主体の事業促進

市町支援(技術) (財政)

<取組項目1-(4)-④> (担当課:地域福祉課)

◆民生委員・児童委員活動の活性化

【取組の方向性】

県民に対する民生委員・児童委員活動への理解を深めるために広報活動を行います。さらに、民生委員・児童委員の相談支援能力を高めるとともに、各関係団体との連携を強化していきます。

【具体的取組】

市町支援(技術)

- ・「手引き」や各種福祉関係資料の配付等による情報提供
- ・各種研修の充実
- ・福祉事務所等行政機関との連携による支援
- ・制度創設100周年へ向けた広報に取り組むなど、民生委員・児童委員の広報活動の強化
- ・市町に対する工夫事例などの情報提供

(※民生委員・児童委員には主任児童委員を含みます。)

基本目標 その2

すべての人に居場所と安心を 届けるサービス さが

生活上の支援を必要としている人に対する福祉サービスや相談支援について、利用者の立場に立ち、その方の想いや生き方に寄り添いながら共に課題解決を図ります。また、安心できる居場所を届けられるよう、サービス内容や相談機能の充実、提供体制の整備などに取り組めます。

《 基本目標(その2)にかかかる取組の全体像 》

基本 目標	取組方針	取組項目
2 すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが	<p>(1) 対象者別サービス、相談窓口の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険施設等に対する指導 ②介護サービスに関する苦情相談受付体制の充実 ③介護相談員による相談体制の充実 ④障害福祉サービスの充実 ⑤障害者の相談支援体制の充実 ⑥専門的な相談機能の充実 ⑦福祉サービスの苦情解決体制の整備 ⑧福祉サービスの評価の推進 ⑨難病患者の日常生活及び医療等に関する相談窓口の充実 ⑩難病患者が利用可能なサービスの周知 ⑪ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるための支援 ⑫要保護児童に対する支援 ⑬ニート、ひきこもり等に対する総合的な支援体制の確立
	<p>(2) 対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①誰もが地域の中で安心して暮らせる拠点づくり(再掲) ②サービスのユニバーサルデザイン化の推進 ③希少難病に関する普及啓発 ④民生委員・児童委員活動の活性化(再掲) ⑤保育の場の確保と充実 ⑥国際化に対する対応
	<p>(3) 成年後見、福祉サービスの利用援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービスの利用援助の普及・定着 ②成年後見制度の普及、定着
	<p>(4) 家族と本人のレスパイト支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①重度障害者の介護者のレスパイト支援 ②重症難病患者のレスパイト入院の推進
	<p>(5) 相談窓口ワンストップ化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①行政機関における窓口の総合化 ②障害者の相談支援体制の充実(再掲) ③難病患者日常生活及び医療に関する相談窓口の連携強化 ④在宅介護支援体制の充実 ⑤地域における認知症高齢者支援体制の整備 ⑥虐待に対する支援体制の整備

《 基本目標(その2)にかかる取組の全体像 》

基本目標	取組方針	取組項目
2 すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが	(6) 相談・支援機関の集積を生かした活用促進	①佐賀県駅北館周辺施設の活用促進 ②佐賀県在宅生活サポートセンターの活用 ③在宅生活者への自立生活支援
	(7) 市町と県、社協の役割分担と連携	①県と市町の役割分担と連携 ②社会福祉協議会と行政機関との役割分担、連携
	(8) 誰も置き去りにしない地域防災体制の確立	①避難行動要支援者の避難支援体制の整備 ②施設等における防災体制の充実 ③防災訓練の実施 ④避難所の適切な設置運営 ⑤災害ボランティア活動の支援
	(9) 生活困窮者に寄り添った自立支援	①包括的な支援の実施 ②早期的な支援の実施 ③個別的な支援の実施 ④継続的な支援の実施 ⑤生活困窮者との信頼関係の構築

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(1)対象者別サービス、相談窓口の充実

《取組方針》2-(1) 対象者別サービス、相談窓口の充実

○高齢者、障害者、難病患者、ひとり親家庭の親など対象者ごとのサービスや相談支援体制について確保、充実を図ることとあわせて、福祉サービスの苦情解決体制の整備や評価の促進を図る必要があります。

<取組項目2-(1)-①> (担当課:長寿社会課)

◆介護保険施設等に対する指導

【取組の方向性】

介護保険施設等に対し、定期的に指導を行い、各サービス毎に定められた人員・設備・運営等の基準を遵守しているかどうかの確認を行い、サービスの質の確保・向上につながるよう努めます。

【具体的取組】

・集団指導の実施、実地指導の実施

<取組項目2-(1)-②> (担当課:長寿社会課)

◆介護サービスに関する苦情相談受付体制の充実

【取組の方向性】

介護保険法では、県国民健康保険団体連合会に介護サービスに関する苦情処理機関を設置し、利用者からの苦情や相談を受け付け、その解決を図ることとされています。

介護保険制度が利用者本位の制度として定着するためには、利用者からの苦情に事業所や施設が、真摯に対応するとともに、県国民健康保険団体連合会での苦情・相談に対する適切かつ迅速な対応が重要となります。

県では、市町(保険者)・県国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携し、利用者が安心して介護サービスを受けることができるような体制づくりに努めます。

【具体的取組】

- ・介護保険施設・事業所や市町(保険者)等を対象とした苦情処理研修会の開催

市町支援(技術)

<取組項目2-(1)-③> (担当課:長寿社会課)

◆介護相談員による相談体制の充実

【取組の方向性】

介護相談員による相談体制の充実を促進するため、新たに介護相談員として市町(保険者)が配置される人への研修を実施するなど、利用者が介護サービスを安心して利用できる環境整備に努めます。

【具体的取組】

- ・介護相談員養成研修の実施

市町支援(技術)

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(1)対象者別サービス、相談窓口の充実

<取組項目2-(1)-④> (担当課:障害福祉課)

◆障害福祉サービスの充実

【取組の方向性】

障害者が地域で自立して暮らすことができるよう、障害福祉サービスの充実を図ります。

【具体的取組】

市町支援(財政)

- ・就労系サービス、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス(グループホーム、ケアホーム)、施設入所支援、計画相談支援、地域相談支援の充実への支援

【数値目標】 ※月間

・就労系サービス

平成26年度末2,666人(45,714人日分)を平成29年度3,632人(63,393人日分)に

・訪問系サービス

平成26年度末1,076.2人(22,765.4時間分)を平成29年度1,344人(29,923時間分)に

・日中活動系サービス

平成26年度末2,737人(43,239人日分)を平成29年度3,363人(47,825人日分)に

・居住系サービス(グループホーム、ケアホーム)

平成26年度末903人を平成29年度1,365人に

・施設入所支援

平成29年度1,347人に

・地域相談支援

平成29年度58人に

・計画相談支援

平成26年度末595人を平成29年度3,502人に

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(1)対象者別サービス、相談窓口の充実

<取組項目2-(1)-⑤> (担当課:障害福祉課)

◆障害者の相談支援体制の充実

【取組の方向性】

障害者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口の機能強化を図ります。

【具体的取組】

市町支援(技術) (財政)

- ・市町の総合相談窓口へ相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣や専門職員設置への補助

【数値目標】

- ・専門家が365日対応できる総合相談窓口
平成26年度末9箇所を平成29年度12箇所に

<取組項目2-(1)-⑥> (担当課:地域福祉課)

◆専門的な相談機能の充実

【取組の方向性】

地域の問題が深刻化、複雑化する中、県の専門相談機関としての機能の充実のみならず、機関相互のネットワークづくりや地域の相談機関への適切な支援などにより、地域における総合的な相談支援体制の構築を目指します。

【具体的取組】

- ・保健福祉事務所、総合福祉センター(児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所)、精神保健福祉センター、男女共同参画センターなど専門的相談機関の機能充実と相互ネットワークづくり

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(1)対象者別サービス、相談窓口の充実

<取組項目2-(1)-⑦> (担当課:地域福祉課)

◆福祉サービスの苦情解決体制の整備

【取組の方向性】

県社会福祉協議会内の福祉サービス運営適正化委員会において、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決し利用者の権利擁護を図っていきます。

【具体的取組】

- ・苦情解決制度の広報、普及啓発
- ・福祉サービス運営適正化委員会による相談受付、調査、助言、あっせん等
- ・社会福祉事業者による苦情解決体制の整備の促進

<取組項目2-(1)-⑧> (担当課:地域福祉課)

◆福祉サービスの評価の推進

【取組の方向性】

福祉サービスの質を向上させ、利用者や地域住民の信頼を得ていくため、自己評価にとどまらず、一定の基準を満たした公正中立な第三者機関による評価を受けることが重要であり、評価調査者の養成を行うとともに、事業者への評価制度の普及啓発を行います。

また、さが福祉サービス評価制度の活用により福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、地域と社会福祉法人等の連携を促進し、地域における公益活動(貢献活動)の促進を図ります。

【具体的取組】

- ・評価調査者の養成研修の実施
- ・事業者及び利用者などに対するさが福祉サービス評価制度の普及啓発
- ・各施設協議会等に対する説明会の実施による受審勧奨
- ・受審することのメリットを示すなど受審促進のための取組の工夫

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(1)対象者別サービス、相談窓口の充実

<取組項目2-(1)-⑨> (担当課:健康増進課)

◆難病患者の日常生活及び医療等に関する相談窓口の充実

【取組の方向性】

難病患者の療養上・日常生活上における相談・支援、地域交流活動の促進を行う拠点施設である佐賀県難病相談支援センターのパンフレットを増刷し、医療機関等へ配布することにより相談支援窓口の周知を図ります。

また難病医療コーディネーターが患者等からの相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関への支援要請等を行います。

【具体的取組】

- ・佐賀県難病相談支援センターの機能の充実と相談窓口に関する広報啓発、スタッフのスキルアップ、難病医療コーディネーターによる相談の充実

【数値目標】

- ・難病医療コーディネーターの相談受付件数
平成26年度末572件を平成30年度700件に

<取組項目2-(1)-⑩> (担当課:健康増進課)

◆難病患者が利用可能なサービスの周知

【取組の方向性】

平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害福祉サービスの対象に難病患者が加わりましたが、これまで難病患者の障害福祉サービス等の利用が低調であるため、対象者及び支援者への周知を図り、難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、支援します。

【具体的取組】

- ・難病患者及び支援者に対する障害福祉サービス等の対象となる疾病の周知

<取組項目2-(1)-⑪> (担当課:母子保健福祉課)

**◆ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を
両立させるための支援**

【取組の方向性】

ひとり親家庭において、自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるためには、子育てしている現状に合った仕事(職場)を探すサポートや、今より所得が多くなるための各種資格の取得に向けた支援などに取り組みます。

【具体的取組】

- ・就業・自立支援センター事業による就業相談員の配置
- ・母子自立支援プログラム策定事業によるプログラム策定員の配置
- ・ひとり親家庭等相談支援事業による生活相談員の配置 市町支援(技術)
- ・母子自立支援員研修会の実施

<取組項目2-(1)-⑫> (担当課:母子保健福祉課)

◆要保護児童に対する支援

【取組の方向性】

要保護児童に対しては、児童相談所、市町、市町設置の要保護児童対策地域協議会等が密接に連携しながら支援の充実を図ります。

【具体的取組】

- ・要保護児童対策地域協議会との連携強化
- ・児童虐待の早期発見、早期対応のための広報・啓発
- ・児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実
- ・里親等家庭養護の推進及び里親制度の普及啓発

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(1)対象者別サービス、相談窓口の充実

<取組項目2-(1)-⑬> (担当課:こども未来課)

◆ニート、ひきこもり等に対する総合的な支援体制の確立

【取組の方向性】

社会に出て働くなど自立したいと考えている若者やその家族に対して、支援機関や施策について情報を提供し、「さが若者サポートステーション」や適切な支援機関・団体へ誘導し、社会参加を促します。

また、佐賀県子ども・若者支援地域協議会、佐賀県子ども・若者総合相談センターと連携し、ニート、ひきこもり等いろいろな困難を抱えた子ども・若者の総合的な支援体制を確立し、社会参加や就労につながる活動の活性化を図ります。

【具体的取組】

・子ども・若者総合相談センター窓口で受け付けた相談に対するワンストップの相談サービスの実施

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(2)対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援

《取組方針》2-(2)

対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援

○制度やサービスの隙間に置かれていたり、声を上げられずに必要な支援を受けられない人をなくしていくために、従来より対象者を広くしたサービスの普及や、支援対象から漏れている人の発見、支援機能の充実が必要です。

<取組項目2-(2)-①> (担当課:地域福祉課)

◆誰もが地域の中で安心して暮らせる拠点づくり(再掲)

【取組の方向性】

「地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)」について、今後は特に「ぬくもいホーム」を増やし、地域の身近な相談窓口としての機能を持つなど、制度によらない柔軟で独自のサービスを創出・提供することを促進し、地域共生ステーションが地域住民にとってより身近な居場所となるようその取組を推進します。

【具体的取組】

- ・「ぬくもいホーム」機能充実に向けた新規開設相談の強化及び転換等補助の充実
- ・研修や個別指導による安全の確保のための支援
- ・地域共生ステーションの質の向上の支援
- ・地域共生ステーションでの施設見学・介護体験の実施

市町支援(技術) (財政)

【数値目標】

- ・「ぬくもいホーム」の設置割合

平成26年度末39.4%を平成30年度55%に

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(2)対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援

<取組項目2-(2)-②> (担当課:ユニバーサル社会推進グループ、地域福祉課、障害福祉課)

◆サービスのユニバーサルデザイン化の推進

【取組の方向性】

高齢者、障害者、外国人、子ども連れの方などすべての人が、満足度の高い適切なサービスを受けられるよう、利用者の特性に配慮したサービスの普及に努めるとともに、県が行うイベント等についてもユニバーサルデザイン化されるよう取り組みます。

また、誰もが、いつでも、どこでも、必要な情報を迅速かつ正確に入手できるよう、様々な広報媒体を利用してわかりやすい表現や表示に配慮した情報の提供を行います。

【具体的取組】

- ・要約筆記・手話通訳等の普及
- ・広報など情報提供における表現や表示の工夫
- ・ユニバーサルデザインの研修会の開催
- ・UDイベントマニュアルの策定

【数値目標】

- ・ユニバーサルデザインの研修会の受講者数(累計)

平成26年度末95人を平成30年度575人に

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(2)対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援

<取組項目2-(2)-③> (担当課:健康増進課)

◆希少難病に関する普及啓発

【取組の方向性】

希少難病に対する理解を深めるために情報発信を行います。

【具体的取組】

- ・希少難病患者に関する理解促進のための研修会等の開催

<取組項目2-(2)-④> (担当課:地域福祉課)

◆民生委員・児童委員活動の活性化(再掲)

【取組の方向性】

県民に対する民生委員・児童委員活動への理解を深めるために広報活動を行います。さらに、民生委員・児童委員の相談支援能力を高めるとともに、各関係団体との連携を強化していきます。

【具体的取組】

市町支援(技術)

- ・「手引き」や各種福祉関係資料の配付等による情報提供
- ・各種研修の充実
- ・福祉事務所等行政機関との連携による支援
- ・制度100周年へ向けた広報に取り組むなど、民生委員・児童委員の広報活動の強化
- ・市町に対する工夫事例などの情報提供

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(2)対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援

<取組項目2-(2)-⑤> (担当課:こども未来課)

◆保育の場の確保と充実

【取組の方向性】

(1)保護者の多様なニーズに応える保育の場の確保

待機児童が発生しないよう制度の実施主体である市町と連携し、保育所等の整備や保育士確保に係る支援等を行い、待機児童の解消を図ります。

病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、乳児家庭全戸訪問等の子育て支援に係る事業を実施する市町と連携し、保育サービスの充実を図ります。また、障害児の保育の場の確保に係る支援を行います。

市町支援(技術) (財政)

(2)放課後児童クラブの充実

4年生以上の児童受入を市町が円滑に実施できるよう、実施場所や支援員の確保に向けて引き続き支援を行い、放課後児童クラブを利用できない児童の解消を図ります。

市町支援(技術) (財政)

【具体的取組】

- ・待機児童が発生しないよう市町との連携を強化し、市町の計画に沿った施設整備等の促進
- ・保育士確保に対する支援
- ・保育所における延長保育や幼稚園における預かり保育への支援
- ・病児・病後児保育、延長保育、一時預かり等、市町が行う子育て支援に係る事業の支援
- ・幼稚園等における障害児を受け入れるための体制整備(人件費等)への支援
- ・放課後児童クラブの運営や施設整備に係る支援

【数値目標】

- ・4月1日時点及び10月1日時点の保育所待機児童について、平成30年度までに0人に
- ・病児・病後児保育施設について、平成30年度までに15施設に
- ・5月1日時点における、放課後児童クラブを利用できなかった児童数について、平成30年度までに13人に

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(2)対象者を広くしたサービスの促進及び従来の支援対象からもれている方に対する支援

<取組項目2-(2)-⑥> (担当課:国際経済・交流課)

◆国際化に対する対応

【取組の方向性】

市町等と連携し、外国人住民等が住みやすい環境整備を推進します。

【具体的取組】

- ・市町等と連携した外国人相談体制のネットワーク構築
- ・防災や外国人相談など多文化共生分野のボランティアの育成等
- ・市町等との多文化共生のモデル施策の検討
- ・国際協力事業の推進
- ・地域等での国際理解講座の実施等

【数値目標】

- ・国際交流ボランティアの登録者数

平成26年度末350人を平成30年度470人に

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(3)成年後見、福祉サービスの利用援助

《取組方針》2-(3) 成年後見、福祉サービスの利用援助

○認知症や障害などにより判断能力が不十分な方の行為を支援するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、周知と普及を図っていく必要があります。

<取組項目2-(3)-①> (担当課:地域福祉課)

◆福祉サービス利用援助事業の普及・定着

【取組の方向性】

認知症高齢者など、判断能力が十分ではないために福祉サービス等を適切に利用できない方を支援するため、成年後見制度を補完する仕組みとして、県社会福祉協議会のあんしんサポートセンターにおいて、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスなどを実施します。

この事業は、利用者との契約に基づき、

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 日常的金銭管理サービス
- ③ 書類等の預かりサービス

などの援助を行うものです。

この事業の利用を促進するため、県民への制度の周知、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携を図る必要があります。

利用希望者に対するパンフレットの配布等による普及・啓発や各種会議等を通じて福祉関係機関等への周知を図るとともに、成年後見制度などとも連携しながら制度の利用促進を図ります。

【具体的取組】

- ・県社協のあんしんサポートセンターにおける日常生活自立支援事業の実施
- ・県民への制度の周知、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携
- ・利用希望者に対するパンフレットの配布等による普及・啓発
- ・福祉関係機関等への周知
- ・成年後見制度との連携

<取組項目2-(3)-②> (担当課:長寿社会課、障害福祉課)

◆成年後見制度の普及、定着

【取組の方向性】

認知症高齢者や一人暮らし高齢者、地域で生活する障害者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まっており、その需要はさらに増大することが見込まれます。

支援が必要な方に対し適切に支援の手が届くよう相談体制を構築すると同時に、成年後見制度の利用促進を図るため、市町や介護職員への普及・啓発を行います。

また、すべての市町において成年後見制度が適切に実施されるよう、社会福祉士会や弁護士会、司法書士会などの後見業務を行う法律職団体と連携しながら働きかけを行います。

【具体的取組】

- ・市町や介護職員等への普及・啓発
- ・成年後見制度利用支援事業に取り組む市町への補助
- ・法人成年後見団体の育成及び支援
- ・市民後見人確保について市町との調整

市町支援(技術)

市町支援(財政)

市町支援(技術)

市町支援(技術)

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(4)家族と本人のレスパイト支援

《取組方針》2-(4) 家族と本人のレスパイト支援

○高齢であっても障害などがあっても地域で自立した生活をしていくためには、各種サービスや相談窓口の充実とあわせて、本人及び介護等にあたる家族の休息(レスパイト)の場の確保、充実が必要です。

<取組項目2-(4)-①> (担当課:障害福祉課)

◆重度障害者の介護者のレスパイト支援

【取組の方向性】

在宅で重度障害者を介護する方の一時休息(レスパイト)のための日中一時支援事業所や短期入所事業所の開設を促進します。

特に、重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児の受入体制を充実させるため、南西部地域に医療的短期入所を行う施設を1箇所整備します。

【具体的取組】

- ・日中一時支援事業所等への運営費補助
- ・県南西部地域における医療的短期入所事業所新設

市町支援(財政)

【数値目標】

- ・医療的ケアが可能な短期入所事業所の整備数
平成26年度末3箇所を平成30年度までに4箇所に

<取組項目2-(4)-②> (担当課:健康増進課)

◆重症難病患者のレスパイト入院の推進

【取組の方向性】

重症難病患者を在宅で介護している家族等の休息を確保し、患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図るため、レスパイト入院の普及啓発を行うとともに、受け入れ医療機関の拡大を図ります。

【具体的取組】

- ・在宅重症難病患者一時入院(レスパイト)事業の普及啓発、受入医療機関の拡大

《取組方針》2-(5) 相談窓口ワンストップ化

○困ったときにどこに相談したらよいかわからない、いくつもの窓口で同じことを最初から説明しなければならないといったことをできる限り少なくしていくために、各分野において「窓口のワンストップ化」を推進する必要があります。

<取組項目2-(5)-①> (担当課:地域福祉課)

◆行政機関における窓口の総合化

【取組の方向性】

県や市町において、相談を一か所の窓口で受けることのできるワンストップサービスの提供を推進します。

また、保健福祉事務所における総合的な相談機能の充実を図ります。

【具体的取組】

- ・さが元気ひろばの取組
- ・保健福祉事務所における総合的な相談機能の充実

<取組項目2-(5)-②> (担当課:障害福祉課)

◆障害者の相談支援体制の充実(再掲)

【取組の方向性】

市町と連携しながら身体・知的・精神の3障害全てに対応できる市町の総合相談窓口(12か所)を設置するため、専門の職員が365日相談に応じることができる体制を整備します。

【具体的取組】

- ・市町の総合相談窓口へ相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣や専門職員設置への補助

市町支援(技術) (財政)

【数値目標】

- ・専門家が365日対応できる総合相談窓口
平成26年度末9箇所を平成29年度12箇所に

<取組項目2-(5)-③> (担当課:健康増進課)

◆難病患者の日常生活及び医療に関する相談窓口の連携強化

【取組の方向性】

県外で開催される難病相談員向け研修会へ派遣するなどして、相談員としての資質向上を図ります。また、平成27年度から臨床心理士の相談を年6回開催します。

【具体的取組】

- ・センター相談員のスキルアップ
- ・関係機関との連携強化

<取組項目2-(5)-④> (担当課:長寿社会課)

◆在宅介護支援体制の充実

【取組の方向性】

高齢者を地域全体で支えていくために、市町(保険者)が主体となって地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉分野の関係機関・団体との連携・協力関係を強化し、地域包括ケアシステムを構築します。

【具体的取組】

市町支援(技術)

- ・地域包括支援センターの機能を強化するため、職員研修を実施するとともに、県内外の取組事例の紹介や、それぞれの取り組みの報告、検討を行うことにより機能強化を図る「地域包括支援センター機能強化検討会」を実施します。
- ・生活支援サービスを充実させるため、市町(保険者)が中心となり、地域の社会資源を把握し、公的サービスと民間サービスが連携し補完し合う体制作を、社会福祉協議会や民間団体などの関係機関と連携しながら推進します。

<取組項目2-(5)-⑤> (担当課:長寿社会課)

◆地域における認知症高齢者支援体制の整備

【取組の方向性】

高齢者数の増加に伴い、認知症の人の数が増加しています。

また、全国的に認知症の人の行方不明者の増加が大きな問題となっており、地域での見守り体制作りが課題となっています。

認知症の人とその家族を支える地域・体制づくりと、早期診断・早期対応といった医療的な支援の2つの側面から、さまざまな認知症施策を進めていきます。

【具体的取組】

- ・認知症疾患医療センターの運営
- ・認知症の普及啓発(認知症サポーター及びキャラバンメイトの育成)
- ・認知症サポート医の養成
- ・認知症コールセンター
- ・若年性認知症支援検討会
- ・若年性認知症研修事業

<取組項目2-(5)-⑥> (担当課:母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課)

◆虐待に対する支援体制の整備

【取組の方向性】

①高齢者に対する虐待

まだまだ潜在化した虐待があると考えられるため、引き続き高齢者虐待防止について関係機関への研修事業を行っていきます。

②障害者に対する虐待

障害者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進し、障害者の権利擁護を図ります。

③児童に対する虐待

児童虐待の早期発見、早期対応のため、児童相談所の体制を強化するとともに、市町要保護児童対策地域協議会の取組強化を図ります。

また、学校等現場における虐待専門研修を実施します

市町支援(技術)

【具体的取組】

①高齢者に対する虐待

- ・市町担当者及び介護職員に対する虐待防止研修の実施
- ・一般県民に対する虐待防止及び認知症に関する普及・啓発
- ・養介護施設等に対する実地指導の実施

②障害者に対する虐待

- ・障害福祉サービス事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会や出前講座を開催するとともに、実施指導において体制の整備状況を確認します。
- ・市町担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催し、早期発見、障害者虐待認定の在り方等についての理解を深めます。

③児童に対する虐待

- ・児童虐待対策事業等による児童相談所への嘱託職員の配置等
- ・児童虐待防止市町村支援事業による児童虐待防止地域体制の整備
- ・児童虐待防止対策緊急強化事業による学校等現場における専門研修の実施

市町支援(技術) (財政)

【数値目標】

②障害者に対する虐待

- ・虐待に関する研修会等実施回数 平成26年度末11回を平成30年度22回に

③児童に対する虐待

- ・虐待死亡者数 平成26年度末0人を平成30年度まで維持
- ・虐待死亡事例を出さない 平成26年度末0件を平成30年度まで維持

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(6)相談・支援体制機関の集積を生かした活用促進

《取組方針》2-(6) 相談・支援機関の集積を生かした活用促進

○佐賀駅周辺には、母子福祉センター、難病相談支援センター、地域生活リハビリセンターが入居する「佐賀県駅北館」や、在宅生活サポートセンターなど相談・支援機関が集積しており、これを生かした情報発信等の取組が必要です。

<取組項目2-(6)-①> (担当課:母子保健福祉課、障害福祉課、健康増進課)

◆佐賀県駅北館周辺施設の活用促進

【取組の方向性】

県民や事業者等に対する情報発信、情報交換、人材育成の拠点となるよう取組を進めます。

【具体的取組】

・佐賀県駅北館及び周辺施設の活用促進

<取組項目2-(6)-②> (担当課:長寿社会課)

◆佐賀県在宅生活サポートセンターの活用

【取組の方向性】

佐賀県在宅生活サポートセンターは、県内全域での高齢者等の在宅生活における自立の支援及び介護知識・技術の普及を図るため、

- ①小中高生や企業団体等を対象とした介護の体験講座
- ②介護技術修得のための講座
- ③福祉用具・バリアフリーモデル住宅の展示
- ④介護や福祉用具等に関する相談
- ⑤市町・地域包括支援センターの職員に対する福祉用具等に係る研修などを実施しています。

県民の皆さんの利便性の向上や、効果的なサービス提供を行うため、平成28年度にセンターの移転改築を行うこととしており、併せて、バリアフリーモデル住宅のリニューアルや福祉用具の展示・相談体制を整備強化して、市町や関係機関等と連携を図りながら、生活支援体制の充実を図ります。

【具体的取組】

- ・佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進
- ・バリアフリーモデル住宅の積極的活用

《基本目標》2すべての人に居場所と安心
を届けるサービス さが

《取組方針》(6)相談・支援体制機関の集
積を生かした活用促進

<取組項目2-(6)-③> (担当課:長寿社会課)

◆在宅生活者への自立生活支援

【取組の方向性】

佐賀県在宅生活サポートセンターについては、「ユニバーサルデザインを活かした誰もが自分らしく暮らせる生活スタイル」を提案していく拠点としての見直しを行っており、「在宅生活を支える施設」、「在宅生活を支える機関・団体等をつなぐ施設」、「在宅生活を支える人材を育成する施設」としての機能を整備していくこととしています。

介護を必要とする高齢者だけでなく、介護は必要ではないけれど日常生活の中で支障を感じている高齢者や障害者、難病患者など全ての在宅生活者に対し、ちょっとした工夫や配慮を行うことでよりよい暮らし・自立した生活ができるように、必要な助言や支援が行える人材の育成を図っていきます。

【具体的取組】

- ・佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進
- ・バリアフリーモデル住宅の積極的活用

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(7)市町と県、社協の役割分担と連携

《取組方針》2-(7) 市町と県、社協の役割分担と連携

○福祉サービスや相談支援に係る情報提供やサービス提供について、市町と県は役割分担を明確にしたうえで、連携して総合的な支援を行う必要があります。

また、市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会、社会福祉協議会と行政の間においても、役割分担を明確にしたうえで、十分連携を図っていく必要があります。

<取組項目2-(7)-①> (担当課:地域福祉課)

◆県と市町の役割分担と連携

【取組の方向性】

各種サービスの提供や相談支援について、広域的・専門的な部分を県が担当し、市町は地域密着型のサービスを提供していくことで、地域住民に対する総合的な支援を図っていきます。

【具体的取組】

- ・県と市町の役割分担の整理、連携による総合的な支援
- ・県・市町合同の研修会の開催

市町支援(技術)

<取組項目2-(7)-②> (担当課:地域福祉課)

◆社会福祉協議会と行政機関との役割分担、連携

【取組の方向性】

地域住民の様々な問題やニーズに対応するため、市町社会福祉協議会は公的サービスや民間サービスに関する情報提供や利用援助を地域住民に対して実施し、県社会福祉協議会は広域性や専門性を生かして民間の地域福祉活動を支援し市町社会福祉協議会との連携や調整を行います。

市町、県は、市町社協、県社協が事業を効果的に実施できるようそれぞれ必要な支援を行うとともに、連携を図ります。

【具体的取組】

- ・県社協、市町社協の役割分担と連携
- ・県社協、市町社協と県、市町との役割分担と連携

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(8)誰も置き去りにしない地域防災体制の確立

《取組方針》2-(8) 誰も置き去りにしない地域防災体制の確立

○東日本大震災の教訓も踏まえ、災害時に特別な配慮や支援を必要とする避難行動要支援者の避難対策について充実を図る必要があります。

<取組項目2-(8)-①> (担当課:消防防災課、地域福祉課、障害福祉課、健康増進課)

◆避難行動要支援者の避難体制の整備

【取組の方向性】

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個人支援プランの充実などを支援します。

【具体的取組】

- ・障害者・難病団体と連携し、個人支援プランへの登録促進 市町支援(技術)
- ・障害者・難病団体に訓練の案内及び参加の呼びかけ
- ・総合防災訓練等における、避難行動要支援者の訓練参加の取組 市町支援(技術)
- ・福祉避難所の市町における指定促進及び避難所での良好な生活環境の確保のための取組支援 市町支援(技術)
- ・「大規模災害時における難病患者の行動・支援マニュアル(NPO法人佐賀県難病支援ネットワーク)」を活用した難病患者等への適切な避難支援

【数値目標】

- ・避難行動要支援者名簿策定市町数

平成26年度末10市町を平成28年度までに全市町に、また各市町毎年更新

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(8)誰も置き去りにしない地域防災体制の確立

<取組項目2-(8)-②>(担当課:地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課)

◆施設等における防災体制の充実

【取組の方向性】

施設等における防災体制の充実のため、福祉施設等に総合防災訓練等で入所者の避難訓練に取り組むよう働きかけていきます。

施設入所者等の安全確保のため、施設における防災計画や防災体制をより充実・強化します。

【具体的取組】

- ・福祉施設等における入所者の避難訓練実施の働きかけ
- ・福祉施設入所者の広域避難が円滑に行えるよう施設に対する指導・助言
- ・福祉避難所等における地域防災計画、避難訓練を踏まえた避難計画の見直しの促進

<取組項目2-(8)-③>(担当課:消防防災課)

◆防災訓練の実施

【取組の方向性】

風水害、地震・津波災害等の災害に備え、地域住民や防災関係機関の参加による防災訓練を実施し、県民の防災意識の高揚、地域防災計画の具体的な運用と各防災関係機関の防災技術の向上及び相互協力体制の強化を図ります。

【具体的取組】

市町支援(技術)

- ・総合防災訓練の実施
- ・避難行動要支援者の避難訓練の支援
- ・市町において避難行動要支援者のための要配慮者、支援者、関係機関等が一体となった地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練が行われるよう支援
- ・福祉施設等における入所者の避難訓練の支援

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(8)誰も置き去りにしない地域防災体制の確立

<取組項目2-(8)-④>(担当課:消防防災課、地域福祉課)

◆避難所の適切な設置運営

【取組の方向性】

避難所の設置運営が円滑に行われるように、市町に総合防災訓練等で避難所の設置運営訓練に取り組むよう働きかけていきます。

また、避難行動要支援者の支援充実のため福祉避難所の指定促進について、市町に働きかけていきます。

【具体的取組】

- ・総合防災訓練の中での避難所の設置運営訓練への取組
- ・要配慮者を考慮した避難所運営訓練の支援

市町支援(技術)

【数値目標】

- ・福祉避難所指定完了市町数

平成26年度末5市町を平成30年度末までに20市町に

<取組項目2-(8)-⑤>(担当課:男女参画・県民協働課)

◆災害ボランティア活動の支援

【取組の方向性】

佐賀県県民災害ボランティアセンターと連携し、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図ります。

【具体的取組】

- ・佐賀県県民災害ボランティアセンターと連携した災害時のボランティア対応

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(9)生活困窮者に寄り添った自立支援

《取組方針》2-(9) 生活困窮者に寄り添った自立支援

○全国的な生活保護受給者、生活困窮層の増加等の現状を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法」が制定され、平成27年4月に施行されたことから、生活困窮者に寄り添った自立支援を行っていく必要があります。

<取組項目2-(9)-①> (担当課:地域福祉課)

◆包括的な支援の実施

【取組の方向性】

相談内容が他機関に関する内容であった場合でも、「相談したい」、「誰か助けてほしい」、「どうしたらいいの」など、相談者の気持ちをきちんと受け止め、相談内容から、相談者の自立支援を一緒に行う支援機関と連携して、本人を中心とした包括的な支援を実施します。

【具体的取組】

- ・ワンストップ対応の相談窓口の設置
- ・支援調整会議の開催

<取組項目2-(9)-②> (担当課:地域福祉課)

◆早期的な支援の実施

【取組の方向性】

生活困窮に陥っている方は、自ら積極的にSOSを発することが少ないため、地域に広く潜在化しています。地域の中に生活困窮者を発見、支援につなぐためのネットワークを構築するなどして、このような生活困窮者を少しでも早く支援の手につなげることができるよう努めます。

【具体的取組】

- ・民生委員・児童委員や自治会、学校などの地域の社会資源を活用したネットワークの構築

《基本目標》2すべての人に居場所と安心を届けるサービス さが

《取組方針》(9)生活困窮者に寄り添った自立支援

<取組項目2-(9)-③> (担当課:地域福祉課)

◆個別的な支援の実施

【取組の方向性】

生活困窮者がもつ課題は多種多様で、個々人で異なるため、相談の段階で丁寧にアセスメントを行い、生活困窮者の状況に応じた有用な個別プランを作成します。また、長期間就労経験がない場合などでも、段階的に就労自立へ進めるよう協力企業などの中間的就労の場を開拓し、生活困窮者とのマッチングを図ります。

【具体的取組】

- ・個々の状況に応じたプランの作成などを行う自立相談支援事業
- ・就労準備支援事業及び就労訓練事業

<取組項目2-(9)-④> (担当課:地域福祉課)

◆継続的な支援の実施

【取組の方向性】

生活困窮者が一般就労に就き、経済的自立を達成したと思われる場合においても、職場における人間関係のトラブルなどから短期離職とならないよう、定着支援を実施します。また、日常的自立及び社会的自立が達成できていない場合にも、継続して支援を実施します。

【具体的取組】

- ・個々の状況に応じたプランの作成などを行う自立相談支援事業

《基本目標》2すべての人に居場所と安心
を届けるサービス さが

《取組方針》(9)生活困窮者に寄り添った
自立支援

<取組項目2-(9)-⑤> (担当課:地域福祉課)

◆生活困窮者との信頼関係の構築

【取組の方向性】

生活困窮状態に陥っている方の多くは、これまでの経験などから、自尊感情や自己有用感を喪失し、周囲の支援の手を拒絶することも多いと考えられるため、定期的な訪問により相手を知る努力及び支援者のことを知ってもらう努力を積み重ねて、少しずつ信頼関係を構築できるよう努めます。

【具体的取組】

- ・個々の状況に応じたプランの作成などを行う自立相談支援事業

【数値目標】 ※①～⑤の取組による目標

- ・生活困窮者自立支援法に基づき作成したプランの目標達成者の割合
平成27年度から平成30年度まで30%

基本目標 その3

住民とともに支える地域のネットワーク さが

福祉部門相互、福祉と医療・介護、福祉とまちづくり分野など様々な主体間や、地域住民への情報提供、相互理解、連携、ネットワークづくりを推進します。

《 基本目標(その3)にかかる取組の全体像 》

基本 目標	取組方針	取組項目
3 住民とともに支える地域のネットワーク さが	(1) 住民、団体等との 情報提供と情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ①住民への各種相談支援機関等に関する情報の積極的な提供 ②CSO活動情報やボランティア募集情報等の発信
	(2) 専門的な医療・ 介護・福祉の連携	<ul style="list-style-type: none"> ①自殺予防における医療・福祉の連携 ②高次脳機能障害対策における医療・福祉の連携 ③保健・医療・介護(福祉)サービスの総合的提供体制の整備 ④人材の育成(医療) ⑤医療と介護の連携強化(在宅医療の推進) ⑥医療と介護の連携強化(認知症疾患対策の推進) ⑦地域共生ステーションと医療との連携促進の強化 ⑧有料老人ホームと医療機関との連携
	(3) 各種相談窓口、 センターの相互 理解と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ①障害者の相談支援体制の充実 ②難病患者の日常生活及び医療等に関する相談窓口の充実 ③児童虐待の早期発見、早期対応体制の強化 ④佐賀県在宅生活サポートセンターの活用(再掲) ⑤各種相談支援機関相互の情報交換の促進
	(4) 地域における ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉の連携推進 ②社協による地域のネットワークづくりの取組 ③相談支援機関、サービス提供主体の情報交換の促進 ④CSOと企業や行政との協働関係の構築 ⑤地域での見守り・発見・支援機能の強化 ⑥民間事業者との連携による要支援者の把握 ⑦県外CSO(NPO、NGO)誘致(再掲)
	(5) 家族の理解を深 める機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症サポーターの養成 ②障害者への理解の普及・啓発 ③難病患者会・家族会の活動支援 ④里親への理解の普及・支援

《基本目標》3住民とともに支える地域のネットワーク さが

《取組方針》(1)住民、団体等との情報提供と情報交換

《取組方針》3-(1)

住民、団体等との情報提供と情報交換

○「地域のネットワークづくり」においてまず、必要な情報を「知る」ことが重要です。そのため、サービス提供機関や相談支援機関は、自らに関する情報などについて住民等に積極的に提供します。また、支援機関同士での連携や、地域住民との協働なども求められます。

<取組項目3-(1)-①> (担当課:地域福祉課)

◆住民への各種相談支援機関等に関する情報の積極的な提供

【取組の方向性】

県内の各種相談支援機関について、地域住民のどのような悩み・課題に対応できるのか、またどのような支援が可能なのか等の情報提供を充実させることで、多様化・複雑化する生活課題に直面しても、住民がすぐに助けを求められるよう、各種機関に関する積極的な情報提供と相談支援体制の強化に取り組みます。

【具体的取組】

- ・県の各種機関の相談支援体制に関する情報の充実
- ・県の専門的相談窓口、市町の身近な相談窓口の周知

《基本目標》3住民とともに支える地域のネットワーク さが

《取組方針》(1)住民、団体等との情報提供と情報交換

<取組項目3-(1)-②> (担当課:男女参画・県民協働課)

◆CSO活動情報やボランティア募集情報等の発信

【取組の方向性】

ボランティア募集情報、CSOに関するイベント・セミナー・講座・研修会等の参加募集情報など各種情報を発信することで、CSO活動について認知を深め、活動の活性化や県民の参加促進につなげます。

【具体的取組】

- ・市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」等によるCSO活動情報やボランティア情報の提供
- ・プラスワンメールマガジンの配信
- ・公益財団法人佐賀未来創造基金が運営するPlus Social Action Centerによる情報発信

《基本目標》3住民とともに支える地域のネットワーク さが

《取組方針》(2)専門的な医療・介護・福祉の連携

《取組方針》3-(2) 専門的な医療・介護・福祉の連携

○地域において、最適なサービスを提供するためには、保健・医療・介護・福祉の関係者によるネットワークの構築が必要です。

<取組項目3-(2)-①> (担当課:障害福祉課)

◆自殺予防における医療・福祉の連携

【取組の方向性】

総合的な自殺対策を推進するため、医療、保健、福祉、労働など関係機関が一体となった地域における自殺予防の体制づくりを推進します。

【具体的取組】

- ・電話相談や対面相談、ハイリスク者の精神科医療機関への紹介など、悩んでいる方が相談できるような体制の充実強化 市町支援(財政)
- ・民生委員・児童委員等を対象にしたゲートキーパーの養成や地域での見守りなど
- ・自殺予防対策のための専用サイト「こころネット佐賀」において、予防のための対応方法や相談先等のさまざまな情報を紹介
- ・身近に相談できる機関の周知
- ・精神疾患への理解を深めるための普及啓発
- ・「こころの健康づくり実行宣言登録事業所」の登録促進
- ・うつ病を早期発見し専門医療につなげるため、かかりつけ医と精神科医の連携強化

【数値目標】

- ・自殺死亡率(人口10万人対) 平成27年度から平成30年度まで17人以下に
- ・市町の対面相談窓口を平成27年度の14市町から平成30年度までに20市町へ
- ・かかりつけ医から精神科医への紹介件数を現状の2,000件以上とする

《基本目標》3住民とともに支える地域のネットワーク さが

《取組方針》(2)専門的な医療・介護・福祉の連携

<取組項目3-(2)-②> (担当課:障害福祉課)

◆高次脳機能障害対策における医療・福祉の連携

【取組の方向性】

高次脳機能障害者への支援体制を充実させるため、医療、保健、福祉など関係機関のネットワークを構築し、当事者・家族への支援を推進します。

【具体的取組】

- ・支援拠点機関を中心に患者及び家族への相談支援体制を充実強化
- ・医療、保健、福祉等の支援関係者のネットワークの構築 市町支援(技術)
- ・支援関係者及び県民への普及啓発

【数値目標】

- ・高次脳機能障害者支援拠点機関における相談件数
平成26年度末560人を平成30年度659人に

<取組項目3-(2)-③> (担当課:医務課)

◆保健・医療・介護(福祉)サービスの総合的提供体制の整備

【取組の方向性】

保健・医療・介護(福祉)に係る最適なサービスを提供するため、保健福祉事務所において行政と関係機関・団体の協議のもと、保健・医療・介護(福祉)の一体的推進を図ります。

【具体的取組】

- ・各保健福祉事務所における保健・医療・介護(福祉)サービスの総合的提供体制の整備に向けた関係者との協議

<取組項目3-(2)-④> (担当課:医務課)

◆人材の育成(医療)

【取組の方向性】

診療科や地域による医師の不足・偏在が見られることから、県・市町・各医療機関等が役割分担に応じて、相互に連携しながら不足する診療科等の医師の育成・確保に取り組みます。

【具体的取組】

- ・自治医大、医師修学資金、佐大医学部推薦入学特別入試、医師就労支援、寄附講座、地域医療支援センターの設置、臨床研修医確保 等
- ・地域医療支援センターの設置

【数値目標】

- ・医療施設従事医師数

平成30年度までに2,235人に

(医療施設従事医師数を県全体で2年当たり43人増を目指す。)

<取組項目3-(2)-⑤> (担当課:長寿社会課、医務課)

◆医療と介護の連携強化(在宅医療の推進)

【取組の方向性】

県、市町、医師会が連携して、全ての高齢者が住み慣れた自宅や地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、医師等の医療従事者と介護支援専門員・介護サービス事業所等の多職種連携による、在宅医療と介護の切れ目のないサービスが提供される体制の構築を目指します。

また、市町(保険者)の在宅医療・介護連携に向けた取組を支援します。

【具体的取組】

- ・地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業への取組支援
- ・訪問看護ステーションの機能強化
- ・在宅医療連携拠点機関の整備の支援

【数値目標】

- ・高齢者人口千人当たりの訪問看護利用実人員
平成25年度末5.7人を平成30年度13.7人に
- ・在宅医療連携拠点機関数
平成30年度までに8箇所に

<取組項目3-(2)-⑥> (担当課:長寿社会課)

◆医療と介護の連携強化(認知症疾患対策の推進)

【取組の方向性】

高齢者数の増加に伴い、認知症の人の数が増加しています。

また、全国的に認知症の人の行方不明者の増加が大きな問題となっており、地域での見守り体制作りが課題となっています。

認知症の人とその家族を支える地域・体制づくりと、早期診断・早期対応といった医療的な支援の2つの側面から、さまざまな認知症施策を進めていきます。

【具体的取組】

- ・認知症疾患医療センターの運営
- ・認知症サポート医の養成

<取組項目3-(2)-⑦> (担当課:地域福祉課)

◆地域共生ステーションと医療との連携促進の強化

【取組の方向性】

地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)については任意の生活支援サービスを提供しているため、利用者が安心してサービスの提供を受けるには、サービスの質の向上の取組みが重要となります。また、地域共生ステーションは地域福祉の拠点であり、利用者には認知症など医療との連携が必要な方もおり、医療機関との緊密な連携が求められるため、県としても支援していきます。

【具体的取組】

- ・地域共生ステーションにおける医療機関との連携強化
- ・アドバイザー派遣による連携の支援・助言

市町支援(技術)

<取組項目3-(2)-⑧>(担当課:長寿社会課)

◆有料老人ホームと医療機関との連携

【取組の方向性】

有料老人ホームの入居者の健康管理や、病状の急変等に備えるため、有料老人ホームにおける協力医療機関やかかりつけ医との連携を指導していきます。

【具体的取組】

・有料老人ホーム設置運営指導指針による医療機関との連携指導

《基本目標》3住民とともに支える地域のネットワーク さが

《取組方針》(3)各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化

《取組方針》3-(3) 各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化

○適時適切な相談支援やサービスを提供していくためには、各種相談支援機関やセンター同士が、互いの役割を理解し、連携して支援できる体制づくりが必要です。

<取組項目3-(3)-①> (担当課:障害福祉課)

◆障害者の相談支援体制の充実

【取組の方向性】

発達障害者支援センターによる専門的な相談支援を実施します。また、総合相談窓口と発達障害児(者)の専門相談窓口が情報を共有し、発達障害者支援センターが助言指導することで連携を強化します。

【具体的取組】

・発達障害者支援センター新拠点(多久市)の機能充実

<取組項目3-(3)-②> (担当課:健康増進課)

◆難病患者の日常生活及び医療等に関する相談窓口の充実

【取組の方向性】

地域の医療機関、保健福祉事務所、難病医療コーディネーターが共通事例について情報共有・連携を図るため、各種相談窓口の連携を強化し、難病対策の充実を図ります。

【具体的取組】

・重症難病対策連絡会議の見直し

《基本目標》3住民とともに支える地域のネットワーク さが

《取組方針》(3)各種相談窓口、センターの相互理解と連携強化

<取組項目3-(3)-③> (担当課:母子保健福祉課)

◆児童虐待の早期発見、早期対応体制の強化

【取組の方向性】

児童虐待の早期発見、早期対応のため、児童相談所の体制を強化するとともに、市町要保護児童対策地域協議会の取組強化を図ります。

また、学校等現場における虐待専門研修を実施します。

【具体的取組】

- ・児童虐待対策事業等による児童相談所への嘱託職員の配置等
市町支援(財政)
- ・児童虐待防止市町村支援事業による児童虐待防止地域体制の整備
- ・児童虐待防止対策緊急強化事業による学校等現場における専門研修の実施

【数値目標】

- ・虐待死亡事例を出さない
平成26年度末0件を平成30年度まで維持

<取組項目3-(3)-④> (担当課:長寿社会課)

◆佐賀県在宅生活サポートセンターの活用(再掲)

【取組の方向性】

佐賀県在宅生活サポートセンターは、県内全域での高齢者等の在宅生活における自立の支援及び介護知識・技術の普及を図るため、

- ①小中高生や企業団体等を対象とした介護の体験講座
- ②介護技術修得のための講座
- ③福祉用具・バリアフリーモデル住宅の展示
- ④介護や福祉用具等に関する相談
- ⑤市町・地域包括支援センターの職員に対する福祉用具等に係る研修などを実施しています。

県民の皆さんの利便性の向上や、効果的なサービス提供を行うため、平成28年度にセンターの移転改築を行うこととしており、併せて、バリアフリーモデル住宅のリニューアルや福祉用具の展示・相談体制を整備強化して、市町や関係機関等と連携を図りながら、生活支援体制の充実を図ります。

【具体的取組】

- ・佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進
- ・バリアフリーモデル住宅の積極的活用

<取組項目3-(3)-⑤> (担当課:地域福祉課)

◆各種相談支援機関相互の情報交換の促進

【取組の方向性】

各種相談窓口について周知を図るとともに、相談機関相互の情報交換、意見交換、情報共有の場をより多く設けることにより、相互理解と連携強化を進め、県内における相談支援体制の広域的かつ重層的なネットワークの構築を図ります。

市町支援(技術)

【具体的取組】

- ・県の専門的相談窓口、市町の身近な相談窓口の周知
- ・相談機関相互の意見交換、情報共有の場の設定

《基本目標》3住民とともに支える地域のネットワーク さが

《取組方針》(4)地域におけるネットワークづくり

《取組方針》3-(4) 地域におけるネットワークづくり

○専門機関同士のネットワークのみならず、それぞれの地域の中で、民生委員・児童委員や、社会福祉協議会、社会福祉事業者、CSO、企業、行政がきめ細かなネットワークをつくって、地域の見守り機能や課題解決機能を向上させていくことが必要です。

<取組項目3-(4)-①> (担当課:地域福祉課)

◆地域福祉の連携推進

【取組の方向性】

民生委員・児童委員は、「住民の立場に立った相談・支援者」であり、それぞれの地域において高齢者の相談や見守りを行い、地域住民や社会福祉協議会等と連携を図りながら地域福祉の要としてその役割を果たしていきます。

そのためには、県民に対する民生委員・児童委員活動への理解を深めるために広報活動を行い、さらに、民生委員・児童委員の相談支援能力を高めることにより各関係団体との連携を強化していきます。

【具体的取組】

市町支援(技術)

- ・「手引き」や各種福祉関係資料の配付等による情報提供
- ・各種研修の充実
- ・福祉事務所等行政機関との連携による支援
- ・制度100周年へ向けた広報に取り組むなど、民生委員・児童委員の広報活動の強化
- ・市町に対する工夫事例などの情報提供

<取組項目3-(4)-②> (担当課:地域福祉課)

◆社協による地域のネットワークづくりの取組

【取組の方向性】

社会福祉協議会は社会福祉法109条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、地域の福祉活動の拠点としての役割があります。今後とも市町社会福祉協議会による住民ニーズの把握や相談援助機能の強化、小地域ネットワーク形成による地域の組織化等の取組を推進していきます。

【具体的取組】

- ・市町社会福祉協議会による取組の推進

<取組項目3-(4)-③> (担当課:地域福祉課)

◆相談支援機関、サービス提供主体の情報交換の促進

【取組の方向性】

各種相談機関相互やサービス提供主体等との間の意見交換・情報共有の場をより多く設けることにより、相互理解と連携強化を進め、課題解決機能の強化に努めます。

【具体的取組】

- ・意見交換、情報共有の場の設定
- ・県の専門的な相談窓口、市町の身近な相談窓口の周知

市町支援(技術)

<取組項目3-(4)-④> (担当課:男女参画・県民協働課)

◆CSOと企業や行政との協働関係の構築

【取組の方向性】

CSOと行政との協働推進に取り組みます。

CSOと企業との協働推進に取り組みます。

【具体的取組】

- ・CSOや企業、行政の意見交換会の開催
- ・行政とCSO等による地域課題解決を図るモデル事業の実施
- ・CSO提案型協働創出事業によるCSOと行政との協働の推進
- ・「企業の協働提案マニュアル」の活用によるCSOと企業との協働の推進

【数値目標】

- ・県(行政)とCSOとの協働事業数
平成26年度末247件を平成30年度280件に

<取組項目3-(4)-⑤> (担当課:地域福祉課)

◆地域での見守り・発見・支援機能の強化

【取組の方向性】

独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護を含め、地域での見守り体制を整備することが求められています。

市町における地域でのきめ細かい見守り・支援機能を一層、充実強化するために、より身近な自治会単位等など小地域での見守り・発見・支援体制の整備を図ります。

【具体的取組】

- ・民生委員・児童委員等による地域の見守り・支援
- ・小地域ネットワークの推進
- ・地域共生ステーションによる地域見守り機能

市町支援(技術)

市町支援(技術) (財政)

<取組項目3-(4)-⑥> (担当課:地域福祉課)

◆民間事業者等との連携による要支援者の把握

【取組の方向性】

地域における見守り体制の整備においては、専門機関同士のネットワークのみならず、それぞれの地域の中で、CSO、企業等とも協働し、きめ細かなネットワークをつくって、地域の見守り機能を向上させていく必要があります。

電気・ガス・水道等の民間事業者、市町と連携して、地域の要支援者の把握に努めます。

【具体的取組】

- ・民間事業者、市町との連携による要支援者の把握と適切な支援

市町支援(技術)

<取組項目3-(4)-⑦> (担当課:男女参画・県民協働課)

◆県外CSO(NPO、NGO)誘致(再掲)

【取組の方向性】

県外で活躍するCSOを誘致することにより、県内CSOが誘致CSOと交流し、誘致CSOからノウハウの提供を受けること等を通して地域の課題解決力の向上に繋がります。

【具体的取組】

- ・佐賀に移転又は事務所を開設し、新たに人を雇用した誘致CSOに対して補助

【数値目標】

- ・県外CSO(NPO、NGO)誘致件数
平成30年度までに4件

《基本目標》3住民とともに支える地域のネットワーク さが

《取組方針》(5)家族の理解を深める機会の充実

《取組方針》3-(5) 家族の理解を深める機会の充実

○支援を必要とする人に適切な支援を行うためには、家族の理解と協力が必要不可欠です。そのため、家族に対する正しい知識の提供や、一般の理解促進に努める必要があります。

<取組項目3-(5)-①> (担当課:長寿社会課)

◆認知症サポーターの養成

【取組の方向性】

認知症高齢者が地域で、元気に、自分らしく生活していくため、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る「認知症サポーター」や、その講師役となる「キャラバン・メイト」を養成します。

【具体的取組】

・認知症の普及啓発(認知症サポーターの養成)

市町支援(技術)

【数値目標】

・認知症サポーター数 平成26年度末58,044人を平成30年度66,000人に

<取組項目3-(5)-②> (担当課:障害福祉課)

◆障害者への理解の普及・啓発

【取組の方向性】

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で笑顔で暮らせる共生社会を目指し、障害及び障害者に対する県民の理解の促進を図ります。また、県で障害者の理解啓発のために取り組んでいる「障害者月間」の認知度を向上させ、障害への理解促進につなげます。

【具体的取組】

- ・スマイルフェスタ(精神保健福祉大会)
- ・中・高校への障害者理解のための課外授業
- ・心の輪を広げる作文・ポスター事業
- ・「障害者月間」のキックオフ宣言の県内各地での開催
- ・障害者関係団体のイベント等の情報配信 など

【数値目標】

- ・障害(者)に関する理解啓発・交流事業に取り組む市町・団体数
平成26年度末63件を平成30年度91件に
- ・「障害者月間」の認知度
平成26年度末38.6%を平成30年度80%に

《基本目標》3住民とともに支える地域のネットワーク さが

《取組方針》(5)家族の理解を深める機会の充実

<取組項目3-(5)-③> (担当課:健康増進課)

◆難病患者会・家族会の活動支援

【取組の方向性】

佐賀県難病相談支援センターにおいて、患者会・家族会の活動の場を提供します。また、患者会のない疾患の交流会を行い、患者・家族が交流し情報を得られる機会を提供します。

【具体的取組】

・患者会・家族会の開催場所の提供、助言、情報提供

<取組項目3-(5)-④> (担当課:母子保健福祉課)

◆里親への理解の普及・支援

【取組の方向性】

社会的養護は、原則家庭養護を優先する必要があるため、より家庭的な養育環境を提供することができる里親委託を推進するために、里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親の育成・支援を引き続き実施します。

【具体的取組】

- ・里親研修の実施
- ・里親委託推進員の配置
- ・里親制度の普及・理解のための啓発及び協議会の設置

【数値目標】

・里親等委託率

平成26年度末14%を平成30年度19%に

基本目標 その4

現場が輝きあふれるふくし人材 さが

福祉分野の専門的な人材から、地域福祉を支える団体やボランティアなどの身近な人材まで、地域に必要とされる人材を育成し、福祉に携わる人たちが輝く明るい職場づくりを目指して、人材の確保に取り組めます。

《 基本目標(その4)にかかる取組の全体像 》

基本 目標	取組方針	取組項目と具体的取組
4 現場が輝きあふれるふくし人材 さが	(1) 福祉人材の確保、 育成、資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉人材研修センターによる人材養成・確保等の取組 ②介護サービスを担う人材の養成・確保(介護職員初任者研修修了者の確保) ③介護サービスを担う人材の養成・確保(介護サービス分野の人材確保) ④介護サービスを担う人材の養成・確保(社会福祉士及び介護福祉士の確保) ⑤地域における福祉・介護人材の確保 ⑥障害福祉サービス等に関わる人材の資質向上(自立生活サービスを担う人材の育成) ⑦重症難病患者に対応できる介護等人材の確保 ⑧保育士等の研修の実施 ⑨保育人材の確保 ⑩民生委員・児童委員の確保 ⑪ボランティア活動の支援(再掲) ⑫ボランティア、CSOの参加促進 ⑬難病患者会・家族会の活動支援 ⑭CSOの活動基盤強化支援(再掲) ⑮佐賀県駅北館周辺施設を活用した人材育成 ⑯佐賀県在宅生活サポートセンターの活用(再掲) ⑰自立生活サービスを担う人材の育成
	(2) 福祉人材の働きやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①介護サービスの質の確保(介護保険施設等に対する指導) ②保育所職員処遇の改善 ③障害福祉サービス等に関わる人材確保・資質向上
	(3) 高齢者、障害者等の福祉活動参加	<ul style="list-style-type: none"> ①地域社会での活動促進 ②地域共生ステーションにおける障害者等の活動促進
	(4) 成年後見人の確保、 市民後見人の普及	<ul style="list-style-type: none"> ①成年後見制度の普及・定着(再掲)

《基本目標》4現場が輝きあふれるふくし
人材 さが

《取組方針》(1)福祉人材の確保、育成、
資質向上

《取組方針》4-(1) 福祉人材の確保、育成、資質向上

○専門的な人材から、地域福祉を支える団体やボランティアなどの身近な人材まで、地域に必要とされる人材の確保、育成、資質向上に取り組みます。

<取組項目4-(1)-①> (担当課:地域福祉課)

◆福祉人材研修センターによる人材養成・確保等の取組

【取組の方向性】

高齢化社会において、介護・福祉ニーズは拡大し、生産年齢人口は減少しています。また近年では、福祉・介護現場の離職率は高まっており、一方では就労希望者が減少するなど、福祉人材の養成・確保は喫緊の課題となっています。

福祉人材研修センターにおいては無料職業紹介や就職面接会の開催などにより、質の高い福祉人材の安定的な確保に取り組みます。

さらに、福祉人材の養成、就業の援助、職場の開拓などにより、求人事業所と求職者のマッチングを図ります。

また、福祉人材の定着を図るため、社会福祉事業経営者からの相談に応じて職場環境改善などを行うなど、事業所に対する必要な支援を行い、従業者がいきいきと働くことができる明るい職場づくりに努めます。

【具体的取組】

- ・無料職業紹介や就職面接会の開催
- ・各種研修会、講習会の開催などによる福祉人材の養成・確保
- ・就職相談や就業援助、職場の開拓
- ・潜在的有資格者への働きかけや、他分野の離職者に対する職場紹介
- ・事業所に対する職場環境改善等の助言
- ・従事者向けの相談窓口の設置や福利厚生事業の充実

<取組項目4-(1)-②> (担当課:長寿社会課)

◆介護サービスを担う人材の養成・確保(介護職員初任者研修修了者の確保)

【取組の方向性】

今後も、訪問介護員となりうる介護職員初任者研修修了者を養成し、要支援・要介護者がサービスを利用したいときに確実に安心して利用できるサービス供給体制を確保していきます。

また、介護職としての基本的な知識や技術を修得する機会を確保していくことで介護従事者等の資質の向上を推進していきます。

【具体的取組】

・指定養成機関による介護職員初任者研修の円滑な実施の支援

<取組項目4-(1)-③> (担当課:長寿社会課)

◆介護サービスを担う人材の養成・確保(介護サービス分野の人材確保)

【取組の方向性】

介護人材確保等に係る協議会を設置するとともに、質の高い介護従事者の入職拡大、及び定着を促進するため、介護事業者、医療・教育・労働分野等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、多様な人材の参入促進、労働環境の改善及び介護従事者の資質の向上等を推進していきます。

【具体的取組】

- ・介護人材確保等に係る協議の場の設置
- ・介護職のイメージアップ等による参入の促進
- ・魅力ある職場づくりなど労働環境の改善
- ・各種研修事業による介護従事者の資質の向上

<取組項目4-(1)-④> (担当課:地域福祉課)

◆介護サービスを担う人材の養成・確保(社会福祉士及び介護福祉士の確保)

【取組の方向性】

今後、介護職員は、介護福祉士であることが基本とされており、社会福祉士についても、地域包括支援センターにおいて介護保険対象外サービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行う役割を担うことになっています。社会福祉士及び介護福祉士の役割はますます重要になることから、その養成・確保のため国家試験のPRなどを行います。

また、介護福祉士養成施設等に在籍する学生に対し、修学資金を貸与することにより、介護福祉士や社会福祉士の資格取得を目指す人材の修学を容易にし、質の高い人材の確保を図ります。

【具体的取組】

- ・社会福祉士・介護福祉士国家試験のPR
- ・介護福祉士等修学資金の貸付制度の活用による人材の育成

<取組項目4-(1)-⑤> (担当課:地域福祉課)

◆地域における福祉・介護人材の確保

【取組の方向性】

質の高い福祉人材の安定的な確保が求められる中、地域共生ステーションなどの小規模事業所においては、福祉人材の確保がより困難な状況となっています。

地域共生ステーションに対しては経営者や従事者に対する雇用管理や介護技術に関する研修を実施することにより、福祉・介護の質の向上に努めます。

また、地域住民にとって身近な拠点となるよう、地域住民との交流を図り、ボランティア活動参加のきっかけづくりに取り組み、住民相互の支え合い体制を構築することにより人材確保に取り組みます。

【具体的取組】

- ・経営者や従事者に対する雇用管理や介護技術に関する研修の実施
- ・地域交流促進によるボランティア活動の促進
- ・地域住民等に対する「介護」についての普及啓発

<取組項目4-(1)-⑥> (担当課:障害福祉課)

◆障害福祉サービス等に関わる人材の資質向上(自立生活サービスを担う人材の育成)

【取組の方向性】

福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、障害福祉サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の提供に係る人材の確保と質の向上を図ります。

【具体的取組】

・サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者などに対して専門的研修を実施

【数値目標】※受講者数(人)／年間

- ・認定調査員研修 70人
- ・審査会委員研修 20人
- ・主治医研修 120人
- ・重度訪問介護従事者養成研修 20人
- ・同行援護従事者養成研修(一般課程)100人
- ・同行援護従事者養成研修(応用課程)100人
- ・行動援護従事者養成研修 20人
- ・相談支援従事者初任者研修 200人
- ・相談支援従事者現任者研修 80人
- ・相談支援従事者専門研修 100人
- ・サービス管理責任者研修 250人(※児童発達支援管理責任者研修を含む)
- ・介護職員等に対する喀痰吸引等(特定の者対象)の実施のための研修 100人
- ・介護職員等に対する喀痰吸引等(不特定の者対象)の実施のための研修 100人
- ・強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修) 100人

《基本目標》4現場が輝きあふれるふくし
人材 さが

《取組方針》(1)福祉人材の確保、育成、
資質向上

- ・強度行動障害者支援者養成研修(実践研修) 60人
- ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修 200人
- ・障害児保育基礎研修(幼稚園・保育園向け) 60人
- ・児童発達支援研修(療育機関向け) 30人
- ・障害児保育専門研修 40人
- ・音声機能障害者発声訓練指導者養成 4人
- ・障害者虐待防止・権利擁護研修 90人

<取組項目4-(1)-⑦> (担当課:健康増進課)

◆重症難病患者に対応できる介護等人材の確保

【取組の方向性】

胃ろうや人工呼吸器を装着している等重症の難病患者のニーズに適切に応えられる人材を確保するため、県内の各保健福祉事務所等で看護、介護に従事する人材を対象とした研修会を年数回開催します。

【具体的取組】

- ・看護、介護に従事する人材等に対する重症難病に関する研修会等の開催

<取組項目4-(1)-⑧> (担当課:こども未来課)

◆保育士等の研修の実施

【取組の方向性】

今後とも、保育関係団体が実施する保育士等を対象とした各種研修に対して補助を行うことにより保育士等の資質の向上を図ります。

【具体的取組】

- ・保育士等を対象とした各種研修に対する補助

<取組項目4-(1)-⑨> (担当課:こども未来課)

◆保育人材の確保

【取組の方向性】

施設的には余裕があっても、保育士がいないことにより発生している待機児童を解消するため、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」により、保育士確保を支援します。

【具体的取組】

- ・保育士・保育所支援センターによる、保育士確保支援

【数値目標】

- ・4月1日時点及び10月1日時点の保育所待機児童について、平成30年度までに0人に

<取組項目4-(1)-⑩> (担当課:地域福祉課)

◆民生委員・児童委員の確保

【取組の方向性】

民生委員・児童委員は、「住民の立場に立った相談・支援者」であり、地域福祉の要として活動しています。なり手不足を解消するために、広報活動の強化や様々な工夫事例等を市町と情報共有することで、負担軽減などを図り、人材の確保に努めます。

【具体的取組】

- ・制度100周年へ向けた広報に取り組むなど、民生委員・児童委員の広報活動の強化
- ・市町に対し、人材確保・負担軽減に関する工夫事例などの情報提供

<取組項目4-(1)-⑪> (担当課:地域福祉課)

◆ボランティア活動の支援(再掲)

【取組の方向性】

これまでも地域福祉は県民によって支えられてきましたが、より一層の地域福祉の充実を図るためには、今後も、地域住民や民間団体の協力、また行政や事業者との連携が必要となります。県社会福祉協議会や各市町社会福祉協議会、ボランティアセンターが行うボランティア活動の推進を図るための各種事業に協力し、学生から元気高齢者、地域住民まで、特に福祉ボランティアへの活動意欲がある人、少しでも興味がある人へのボランティア参加を促します。そうして、県民とともに支える地域福祉の体制強化を図ります。

【具体的取組】

- ・地域福祉振興基金を活用して県社協が行うボランティア活動に関する研修
- ・地域福祉振興基金によるCSO及び民間団体が実施する福祉関係事業への助成
- ・ボランティア団体への協力
- ・学生ボランティア団体との連携
- ・地域共生ステーションでの施設見学・介護体験の実施
- ・明るい職場づくり事業により、地域の元気高齢者や子育てを終えた女性などの活躍を促進し、福祉事業所を地域で支える体制を構築する

<取組項目4-(1)-⑫> (担当課:男女参画・県民協働課)

◆ボランティア、CSOの参加促進

【取組の方向性】

自分も何か行動してみたいという思いを高めた人が、実際に一歩踏み出せる場を提供し、応援します。

家庭や職業上の役割のほかに社会的な役割を1つは持つ人を増やし、地域の課題解決を図ることで暮らしの満足度を高めます。

【具体的取組】

- ・市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」等によるボランティア情報の提供
- ・プラスワンメールマガジンの配信
- ・公益財団法人佐賀未来創造基金(Plus Social Action Center)や県内各地の中間支援組織との協働によるプラスワン活動の推進

<取組項目4-(1)-⑬> (担当課:健康増進課)

◆難病患者会・家族会の活動支援

【取組の方向性】

難病患者・家族自身が自ら活動できるような患者会・家族会となるよう活動の場を提供し、その活動を支援します。また、患者会のない疾患の交流会の開催を行い、患者・家族が交流し情報を得られる機会を提供します。

【具体的取組】

- ・難病患者会・家族会の活動及び発足支援

<取組項目4-(1)-⑭> (担当課:男女参画・県民協働課)

◆CSOの活動基盤強化支援(再掲)

【取組の方向性】

県内のCSO(市民社会組織)が、公益性の高いサービスを自立的に提供できる環境を整備できるよう資金調達力の強化に関する支援を行います。

【具体的取組】

- ・CSOの資金調達力の強化支援
- ・「CSO支援自販機」の設置
- ・市民活動応援ポータルサイト「CSOポータル」等による助成金情報の提供
- ・佐賀県ふるさと寄附金(「NPO等を指定したふるさと納税」)の活用

<取組項目4-(1)-⑮> (担当課:母子保健福祉課、障害福祉課、健康増進課)

◆佐賀県駅北館周辺施設を活用した人材育成

【取組の方向性】

佐賀市の佐賀県駅北館及び周辺における福祉関係の相談・支援機関の集積を生かし、県民や事業者等に対する情報発信、情報交換、人材育成の拠点となるよう各種取組を進めます。

【具体的取組】

- ・佐賀県駅北館及び周辺施設の活用促進

<取組項目4-(1)-⑯> (担当課:長寿社会課)

◆佐賀県在宅生活サポートセンターの活用(再掲)

【取組の方向性】

佐賀県在宅生活サポートセンターは、県内全域での高齢者等の在宅生活における自立の支援及び介護知識・技術の普及を図るため、

- ①小中高生や企業団体等を対象とした介護の体験講座
- ②介護技術修得のための講座
- ③福祉用具・バリアフリーモデル住宅の展示
- ④介護や福祉用具等に関する相談
- ⑤市町・地域包括支援センターの職員に対する福祉用具等に係る研修などを実施しています。

県民の皆さんの利便性の向上や、効果的なサービス提供を行うため、平成28年度にセンターの移転改築を行うこととしており、併せて、バリアフリーモデル住宅のリニューアルや福祉用具の展示・相談体制を整備強化して、市町や関係機関等と連携を図りながら、生活支援体制の充実を図ります。

【具体的取組】

- ・佐賀県在宅生活サポートセンターを活用した介護知識・技術の普及促進
- ・バリアフリーモデル住宅の積極的活用

<取組項目4-(1)-⑰> (担当課:長寿社会課)

◆自立生活サービスを担う人材の育成

【取組の方向性】

佐賀県在宅生活サポートセンターについては、「ユニバーサルデザインを活かした誰もが自分らしく暮らせる生活スタイル」を提案していく拠点としての見直しを行っており、「在宅生活を支える施設」、「在宅生活を支える機関・団体等をつなぐ施設」、「在宅生活を支える人材を育成する施設」としての機能を整備していくこととしています。

介護を必要とする高齢者だけでなく、介護は必要ではないけど日常生活の中で支障を感じている高齢者や障害者、難病患者など全ての在宅生活者に対し、ちょっとした工夫や配慮を行うことでよりよい暮らし・自立した生活ができるように、必要な助言や支援が行える人材の育成を図っていきます。

【具体的取組】

・佐賀県在宅生活サポートセンターの活用

《基本目標》4現場が輝きあふれるふくし
人材 さが

《取組方針》(2)福祉人材の働きやすい環
境づくり

《取組方針》4-(2) 福祉人材の働きやすい環境づくり

○事業所等における適切な職員処遇の確認などを通じ、福祉人材の働きやすい環境が確保されるようにしていく必要があります。

<取組項目4-(2)-①> (担当課:長寿社会課)

◆介護サービスの質の確保(介護保険施設等に対する指導)

【取組の方向性】

介護保険施設等に対し、定期的に指導を行い、各サービス毎に定められた人員・設備・運営等の基準を遵守しているかどうかの確認を行い、サービスの質の確保・向上につながるよう努めます。

【具体的取組】

・集団指導の実施、実地指導の実施

<取組項目4-(2)-②> (担当課:こども未来課)

◆保育所職員処遇の改善

【取組の方向性】

今後とも、毎年実施している保育所実地検査において、施設が法令を順守した職員処遇を行っているか、確認します。

【具体的取組】

・保育所実地検査の実施

《基本目標》4現場が輝きあふれるふくし
人材 さが

《取組方針》(2)福祉人材の働きやすい環
境づくり

<取組項目4-(2)-③> (担当課:障害福祉課)

◆障害福祉サービス等に関わる人材確保・資質向上

【取組の方向性】

福祉介護職員処遇改善加算による職員の賃金改善等について、制度の理解が進むよう、計画確認の段階で適切に指導を行うとともに、当該加算の算定を行わない(賃金改善を実施していない)事業所等に対して制度の周知を行い、理解を促します。

【具体的取組】

・福祉介護職員処遇改善加算による職員の賃金改善等の支援

《基本目標》4現場が輝きあふれるふくし
人材 さが

《取組方針》(3) 高齢者、障害者等の福祉
活動参加

《取組方針》4-(3) 高齢者、障害者等の福祉活動参加

○互いに支え合う地域社会をつくっていくため、高齢であっても障害があっても地域社会を支える主体として様々な場で活躍できるようにしていく必要があります。

<取組項目4-(3)-①> (担当課:長寿社会課)

◆地域社会での活動促進

【取組の方向性】

市町(介護保険者)、老人クラブ、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団等と連携し、元気な高齢者が、地域社会を支える担い手として、地域とのつながりを持ち、福祉活動等にいきいきと参加できるような環境整備や仕組みづくりを推進します。

【具体的取組】

- ・老人クラブが行う地域活動への支援
- ・高齢者が行うボランティア活動への支援
- ・ゆめさが大学(旧佐賀県高齢者大学)の運営及び人材育成への支援

市町支援(技術) (財政)

【数値目標】

- ・元気高齢者社会参加活動推進制度によるボランティア登録者数
平成26年度末646人を平成30年度1,100人に

<取組項目4-(3)-②> (担当課:地域福祉課)

◆地域共生ステーションにおける障害者等の活動促進

【取組の方向性】

障害者や高齢者などが、その能力や経験、自主性を理解・尊重され、社会活動とりわけ福祉活動に参加できるような環境づくりが必要です。

そこで、宅老所やぬくもいホームなど地域共生ステーションにおいて、障害のある人が職員として利用者のお世話をしたり、利用者も、自らの能力を活かして活躍できるよう推進します。

【具体的取組】

- ・地域共生ステーションにおける障害者の就労促進
- ・地域共生ステーションにおける利用者の活躍促進

《基本目標》4現場が輝きあふれるふくし
人材 さが

《取組方針》(4) 成年後見人の確保、市民
後見人の普及

《取組方針》4-(4)

成年後見人の確保、市民後見人の普及

○認知症や障害などにより判断能力が不十分な人を支援する制度である成年後見制度について、成年後見人の確保や市民後見人の普及を推進していく必要があります。

<取組項目4-(4)-①>(担当課:長寿社会課、障害福祉課)

◆成年後見制度の普及、定着(再掲)

【取組の方向性】

成年後見制度の利用促進を図るため、市町や介護職員への普及・啓発を行います。また、すべての市町において成年後見制度が適切に実施されるよう、社会福祉士会や弁護士会、司法書士会などの後見業務を行う法律職団体と連携しながら働きかけを行います。

【具体的取組】

- ・市町や介護職員等への普及・啓発
- ・成年後見制度利用支援事業に取組む市町への補助
- ・法人成年後見団体の育成及び支援
- ・市民後見人確保について市町との調整

市町支援(技術)

市町支援(財政)

市町支援(技術)

市町支援(技術)